

PG マルチペイメントサービス利用規約

施行 2023 年 10 月 20 日
改訂 2025 年 5 月 19 日

目次

第 1 章 総則
第 1 節 本則（第 1 条～第 3 2 条）
第 2 節 代表加盟サービスに関する特則（第 3 3 条～第 4 2 条）
第 2 章 カード決済に関する本サービス
第 1 節 通則（第 4 3 条～第 5 1 条）
第 2 節 代表加盟サービスに関する特則（第 5 2 条～第 5 5 条）
第 3 節 認証支援サービスに関する特則（第 5 6 条～第 6 7 条）
第 4 節 洗替型カード決済に関する特則（第 6 8 条～第 7 6 条）
第 3 章 コンビニ・ペイジー決済に関する本サービス（第 7 7 条～第 8 9 条）

第 1 章 総則

第 1 節 本則

（目的）

第 1 条 この PG マルチペイメントサービス利用規約（以下「本規約」という）は、PG 所定の申込書（PG 所定の電磁的方法による場合も含む。以下本規約において同じ。）に必要事項を全て記入した個人又は法人等の団体（以下「甲」という）と GMO ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「PG」という）との間の、PG マルチペイメントサービス（以下「本サービス」という）の利用等に関する契約（以下「本利用契約」という）の成立及び内容等について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 第 1 章の規定は、本サービスを利用する場合に適用される。なお、第 1 章の定めと第 2 章以下の定めとが矛盾抵触する場合には、第 2 章以下の定めによるものとする。

2. 本サービスに関連付けられたサービスである旨を示された規約等の書面（規約、約款、契約等名称は問わない）がある場合、別段の定めがない限り、本規約第 1 章が適用される。

（用語の定義）

第 3 条 本規約において以下の各号の用語は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとする。

（1）本申込書等	PG 所定の申込書
（2）本規約	PG マルチペイメントサービス利用規約その他本サービスに含まれる旨の定めのある規約の総称
（3）利用許諾書	PG のシステム上で甲に提供する PG のソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）の利用許諾、使用方法、保証等に関する定めのある Software License Agreement
（4）商品	取引の対象となる物品、役務、情報、権利等
（5）売主	商品を販売し又は提供する事業者
（6）買主	商品を購入し又は商品の提供を受ける者
（7）代金等	代金及び送料等の付帯費用並びにこれらに対する消費税相当額の総称
（8）本サービス	本規約で定めるカード決済、コンビニ決済又はペイジー決済に関する本サービスの他、本サービスに追加される旨の定めのある規約により定められている決済方法又はサービスによって、商品の代金等を決済すること又はその支援（当該サービスの安定運用や改善を含む）を目的としたデータ処理等のサービス
（9）PG のシステム	PG 又は PG の委託先が本サービス提供のために使用するシステム
（10）本決済事業者	本サービスに含まれるいずれかの決済方法を提供する主体となっている事業者、及び、その提携事業者であって PG と当該決済方法の取扱いに関する契約を締結している事業者又は PG がその提携事業者である場合には PG の総称
（11）売上請求	本決済事業者に対する、代金等の立替払い請求又は当該代金等に係る債権の買い取り請求
（12）決済売上金	本加盟店契約に定める決済方法又は本サービスに含まれる決済方法を利用することで決済されたことにより甲が受け取り又は受け取るべき商品の代金等の総称
（13）本加盟店契約	甲と本決済事業者との間における本決済事業者の所管する決済方法の利用に関する契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称（加盟店契約等名称の如何を問わない）
（14）本カード会社	本決済事業者のうち、自社が取り扱うカード決済（クレジットカードによる決済、デビットカードによる決済を含む各カード会社が認めているカード決済を指す。以下同じ）に関して、本サービスの利用を承認しているカード会社として PG が任意に指定するカード会社であって、甲との間でカード加盟店契約を締結している者（甲が自ら申込行為をして締結したか、PG が甲の代理人として申込行為をして締結したかを問わない）
（15）カード加盟店契約	本加盟店契約のうち、甲と本カード会社の間で締結される信用販売、カード決済等に関する契約
（16）通信販売	商品の販売又は提供を目的とする契約の締結であって、その申込の意思表示が、当事者の対面によることなく、インターネット等の通信手段によってなされたもの
（17）信用販売	クレジットカード等信用購入あっせんに係る売買契約、提供契約等の契約の締結であって、売主になろうとする者が買主になろうとする者から当該締結の際にカード番号等の情報の提供を受け、かつ当該契約の対象とする商品の代金等をカード決済することが予定されているもの
（18）カード番号等	カード決済において、クレジットカードを取扱う場合におけるクレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード
（19）カード決済	商品の代金等を、本カード会社による立替払い又は代金等に係る債権の買い取りによって決済すること（詳細は各カード加盟店契約の定めるところによる。なお、銀聯カード決済を含む）
（20）国際ブランド	VISA インターナショナルサービスアソシエーション及びそのグループ企業、マスターカードインターナショナルインコーポレーテッド及びそのグループ企業、その他の PG が本決済事業者として決済方法を提供する場合に PG がブランドライセンスを付与された世界中でクレジットカードでの決済を可能とする決済システムネットワークを提供するブランドの総称
（21）オプションサービス提供事業者	本サービスに含まれるいずれかのオプションサービスを提供する主体となっている事業者又は PG と当該オプションサービスの取扱いに関する契約を締結している事業者
（22）本決済事業者等	本決済事業者、オプションサービス提供事業者及び国際ブランドの総称
（23）SPID	カード決済に関する本サービスの利用者を識別するための PG 所定の符号
（24）銀聯カード決済	商品の代金等を、中国银联股份有限公司若しくは银联国际有限公司（以下総称して「銀聯」という）に加盟している中国及び中国国外の会社が発行するカードのうち、銀聯が指定する所定の標識のあるカード（以下「銀聯カード」といい、銀聯カードのために会員に付与された番号、記号その他の符号を含む）

(25) 実行計画

による立替払い又は代金等に係る債権の買い取りによって決済すること
クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」
(旧「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」。名称が変更された場合であっても、カード番号等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいう

(本利用契約の成立)

- 第4条 甲によって必要事項が全て記入された本申込書等が、甲から PG に対して提出され、PG が異議を述べずにこれを受領した場合、本利用契約は、甲と PG との間に、当該受領した日に本規約、利用許諾書、本申込書等及びこれらに付帯する本規則等（第7条において定義される）又は覚書（もしあれば）の記載事項を契約内容として成立する。
2. PG が本申込書等を受領せず又は異議を述べて受領した場合においても、第16条は無期限に有効に適用又は準用されるものとする。
3. PG が提出を受けた本申込書等の記載内容（特記事項を含む）が本規約の内容と矛盾抵触する場合には、別段の定めがある場合を除き本規約の内容が優先する。
4. 甲は、第1項の本申込書等を PG に提出する際に又は当該提出後速やかに、甲又は甲の事業に関連する事項として PG が指定する事項に関する情報、資料等を PG が指定する方法によって PG に提供するものとする。

(本サービスの内容及び利用)

- 第5条 本サービスの内容は、以下の各号の全部又は一部とする。
- (1) 与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理（オーソリ処理）
- ①甲を売主とする商品の販売又は提供の申込に関するデータ（以下「申込データ」という）のうち通信回線を通じて送信されてきた PG 所定のデータを、PG のシステムによって受信した上、受信した当該データに基づき当該商品の販売又は提供についての与信請求又は売上承認請求（オーソリ要求）に関するデータを PG のシステムによって作成し、その作成したデータを当該商品の販売又は提供に係る本決済事業者等のシステムへ向けて通信回線を通じて発信すること
- ②当該本決済事業者等から通信回線を通じて送信されてきた当該与信請求又は売上承認請求への回答（オーソリ結果）に関するデータを PG のシステムによって受信した上、甲が本サービスを利用するために用意する装置、設備及び環境（通信環境を含む。以下「甲のシステム」という）へ向けて、当該回答に関するデータを、通信回線を通じて発信すること
- (2) 売上請求に関するデータ（以下「売上請求データ」という）の作成及び提出
- 本決済事業者から与信又は売上承認が得られた商品の販売又は提供について当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従って売上請求データを作成し、当該本決済事業者所定の締め日及び提出期限に従って、当該売上請求データを記録した記録媒体の送付その他当該本決済事業者所定の方法により、当該売上請求データを当該本決済事業者に提出すること
- (3) 取消請求に関するデータ処理
- 特定の商品の販売又は提供についての与信若しくは売上承認の取消請求に関するデータを当該商品の販売又は提供に係る本決済事業者所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを第1号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ向けて発信すること、又は特定の商品の販売又は提供についての売上請求に関するデータを当該本決済事業者所定のデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを第2号の方法と同様の方法により当該本決済事業者へ提出すること。
- (4) インターネットを通じた管理画面の提供その他前三号に関連し又は附随するサービスとして PG が定めるもの
2. PG は、甲に対して、本利用契約に基づき、甲が本利用契約を遵守することを条件として本サービスのうち甲が利用を希望する決済方法又はサービスを提供し、甲は、本利用契約に基づき、本利用契約に従ってのみ本サービスのうち甲が利用を希望する決済方法又はサービスを利用することができる。
3. PG は、前条第1項に基づいて本利用契約が成立した場合、当該本利用契約に係る本申込書等を受領した後速やかに、当該本申込書等に係る本サービス利用者登録（SPID 登録又は店舗登録）の可否を甲が利用を希望する本サービスの決済方法又はサービス毎に検討（本決済事業者又はオプションサービス提供事業者からの承認が必要な場合にあっては当該本決済事業者又はオプションサービス提供事業者に承認を求めることを含む）するものとする。甲が利用を希望する本サービスは、本申込書等に記載の決済方法又はサービスとする。
4. PG は、前項の検討の結果、本サービス利用者登録を認めることとした場合には当該登録を行った上で登録が完了した旨を、認めないこととした場合にはその旨を甲に通知する。PG は、当該登録を認めないこととした場合には、その理由を甲に開示する義務を負わず、本申込書等を甲に返却しないものとする。
5. PG は、本サービス利用者登録を行った場合には、前項に基づく通知と共に又は前項に基づく通知を行った後速やかに、当該登録された決済方法又はサービスに係る本サービスの提供開始日を甲に通知するものとする。甲は、PG から通知を受けた本サービスの決済方法又はサービス毎の提供開始日以降、当該決済方法又はサービスに係る本サービスを利用することができるものとする。但し、甲が当該通知を受けた日が提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。
6. 甲は、PG から本サービス利用者登録を認めないこととした旨の通知を受けた本サービスの決済方法又はサービスについては、利用することができない。
7. 甲は、事前に PG から書面による同意を得た場合を除き、第三者を売主とする商品の販売若しくは提供又は当該商品の代金等に関して本サービスを利用し、又は名義貸しその他名目の如何を問わず本サービスを第三者に利用させてはならない。
8. 代表加盟サービスを利用している場合又は甲・PG 間で別段の定めがある場合を除き、決済売上金（本加盟店契約に基づく本決済事業者所定の手数料が控除されている場合も含む。以下同じ）の引渡しは、本加盟店契約の定めに従い、本決済事業者から甲へ直接行われるものとし、PG は当該引渡しに関し一切関与せず、また、引渡される決済売上金の額のうち何らの責任も有しない。甲と買主間の売買契約の無効、取消、解除その他の事由により決済売上金を甲から買主に返還する必要がある場合も、同様とする。

(初期導入費用等)

- 第6条 甲は、初期導入費用（利用許諾書に定めるライセンス料を含む）、システム利用料金及び各決済方法毎の手数料（以下「初期導入費用等」と総称する）を負担する。その明細は、本申込書等が PG に提出された際に PG が異議を述べた場合又は甲と PG 間の別段の合意のある場合を除き、当該本申込書等に記載のとおりとする。なお、甲は、初期導入費用等が、利用原因の如何を問わず、甲による本サービスの利用であると PG によって判断された場合に生じるものであることを予め承諾する。
2. 甲は、PG に対し、本申込書等に記載されたところに従って、初期導入費用及びシステム利用料金並びにこれらに対する消費税相当額（1円未満は切り捨てる）を PG が別途指定する PG 名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は甲が負担する。本申込書等記載の支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直前の金融機関営業日を支払期限とする。
3. 甲は、前項に基づく支払を遅滞した場合には、支払期限の日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金（年365日の日割計算により、1円未満は切り捨てる。）を付加して支払う。
4. PG は、本利用契約に基づいて甲から支払を受けるべき初期導入費用等及びこれらに対する消費税相当額並びに本利用契約に基づいて PG へ返還されるべき金銭、その他 PG が利用者に対して請求することのできる一切の金銭債権の額（本規約に基づくものであるか否かは問わず、いずれも過去の未収分を含み、以下、本条において「金銭債権等」と総称する。）に満つるまで、これらと本利用契約に基づく PG から甲への各種の債務とを支払期限の如何にかかわらず相殺することができるものとし、甲は、かかる相殺の対象となった金銭債権等については第2項に基づく振込を要しないものとする。かかる相殺の対象とされる PG の債権と甲の債権は同一の決済方法又はサービスに関して生じたものであることを要しないものとし、かつ PG はかかる相殺についてその都度相殺の意思表示を行うことを要しないものとする。
5. PG は、甲が本サービスを実際に利用したか否かにかかわらず、受領済みの初期導入費用を甲へ返還する義務を負わないものとする。但し、甲が本サービスを利用しなかったことが PG の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りでない。

(PG が定める規則等の遵守)

- 第7条 PG は、本決済事業者等からの指示、本サービスの円滑かつ適正な提供又は本サービスの利用に係る甲の商品の販売若しくは提供の適正を確保するために必要かつ合理的な範囲で、細目の事項に関し、規則を定め又は指定をして（以下「本規則等」と総称する）、これを甲に通知することができる。甲は、PG から本規則等の通知を受けた場合には、これを遵守するものとする。

(ソフトウェア等の提供)

- 第8条 PG は、甲に対し、本利用契約成立後速やかに、甲が本サービスを利用するために必要となる利用許諾書で定めるソフトウェア及びこれに関連したユーザーガイド、マニュアル等のドキュメント（電子データの形態のものを含む。以下「本ドキュメント」といい、これと本ソフトウェアを合わせて「本ソフトウェア

ア等」と総称する)を有償で提供する。提供条件等の詳細は利用許諾書に定めるものとし、甲はこれに従うものとする。

2. 甲は、本サービスを利用するためのデータ処理又はデータ通信を行う場合、本ソフトウェア等に定めるところに従って当該データ処理及びデータ通信を行うものとする。
3. PG は、本サービスの提供に必要と判断した場合、事前に甲に通知した上で、バージョンアップ、本サービスの内容追加に対応する機能追加等の目的で、本ソフトウェア等の修正又は交換を有償又は無償で行うことができるものとし、甲はこれに応じるものとする。

(甲の遵守事項等)

- 第9条 甲は、本規約に別段の定めがある場合を除き、自己の責任と費用負担によって直接本決済事業者との間で本加盟店契約を締結して、維持するものとする。
2. 甲は、本加盟店契約(本サービスの利用に係る甲の商品の販売又は提供に関する契約に限られるが、PG が代理人として締結申込みをすることで締結されたか否かは問わない)が存在する場合、当該本加盟店契約を遵守し、かつ、甲のシステムを自己の責任と費用負担により確保しかつ運用する。但し、甲が PG から前条に基づき本ソフトウェア等の提供を受けること及び前条第3項に基づく本ソフトウェア等の改訂若しくは修正に応じることを妨げない。
 3. 甲は、甲のシステムについて、本ソフトウェア等によって PG から指定を受けた場合には、当該指定された装置、設備又は環境を確保するものとする。
 4. 甲は、甲のシステムについての技術的な業務(以下「甲側技術管理業務」という)が適切に遂行されるように、甲側技術管理業務を担当する役員又は職員(以下「甲側システム担当者」という)を選定して PG が要求する場合又は PG が別途指定する方法によって PG に通知するとともに、甲側システム担当者に対し、本ソフトウェア等の内容及び PG から第6項に基づいて提供を受けた情報を正確に認識させることを含め、十分な教育及び訓練を行うものとする。
 5. 甲は、甲側システム担当者の氏名、所属部署及び連絡先電話番号、電子メールアドレス等の全部又は一部の変更を行おうとする場合には、当該変更内容を PG に通知するものとする。
 6. PG は、甲側技術管理業務が甲において適切に遂行されるために必要又は有用な技術情報を有する場合、マニュアルの提供その他 PG が適当と認める方法により、当該技術情報を甲に提供することができる。甲は PG から提供を受けた技術情報に従って甲側技術管理業務を行う。
 7. 甲は、本サービスの利用、本サービスの利用に係る販売若しくは提供の態様、当該販売若しくは提供の対象とする商品(以下「取扱商品」という)の販売若しくは提供、又は当該取扱商品の宣伝広告に関連して、以下の各号の行為を行ってはならない。甲は、旅行商品、古物対象商品、酒類、米類等許認可を得るべき商品を取扱う場合は、予め法令・ガイドライン等に基づき必要となる届出、許認可の取得等の手続を得なければならない。
 - (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為
 - (2) 消費者契約法、個人情報保護法等の法令(銀聯カード決済においては中国等(香港を含む)の法令を含む。以下同じ)又は公序良俗に違反し又は違反するおそれのある行為
 - (3) 無免許による商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為
 - (4) その他代金等を決済するのにふさわしくないと本決済事業者又は PG が認めるもの
 - (5) 第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシーその他第三者の権利又は法的利益を侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - (6) 詐欺、脅迫、誹謗中傷等の犯罪(犯罪の教唆又は幫助を含む。以下同じ)に該当し又は該当するおそれのある行為
 - (7) 本サービスの運営に支障を与える行為又は本サービスを不正な目的をもって利用する行為
 - (8) PG、本決済事業者等及び本サービスのイメージを低下させる販売行為又は提供
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供し、又は推奨する行為
 - (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (12) 自己の開設するホームページにおいて、PG、本決済事業者等の開設するホームページを当事者の許可なくリンクさせる行為
 - (13) PG の事前の書面による同意なく、本サービスを第三者に利用させる行為
 8. 代表加盟サービスを利用している場合を除き、甲は、取扱商品について、事前に本加盟店契約の定めに従って本決済事業者による審査を受け、当該本決済事業者から承認を受けた上で、当該承認を得た取扱商品を PG に通知するものとする。甲が取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。
 9. 甲は、買主に対して、商品に係る代金等について決済手数料その他 PG 又は本決済事業者から提示された手数料に付加又は上乗せをして請求する等、現金支払いと異なる代金の請求をしてはならず、本サービス、本決済事業者又はオプションサービス提供事業者の提供する決済方法又はサービスの円滑な利用を妨げる何らの制限をも買主に対して加えてはならない。正当な理由なくして商品の販売又は提供を拒絶し、代金等の全額又は一部(税金、送料等を含む)に対して直接現金支払いを要求する等、買主に対して差別的取扱いを行ってはならない。
 10. 甲は、甲の保有する個人情報又は個人関連情報を、PG に対し提供、取扱の委託又は閲覧可能な状態にする場合、関連法令の定めに従い、適切な手続を履践した上で PG に連携するものとする。
 11. 甲は、甲に関する情報(名称、住所、連絡先その他本決済事業者等が指定する情報を含む)を、本決済事業者等(それらの委託先を含む)が運営するサービスのウェブサイトに掲載する場合があること、また、本決済事業者等の判断で掲載やめる場合があることを予め承諾する。

(第三者を売主とする場合の遵守事項)

- 第9条の2 本条は、第5条第7項に基づき、甲が、事前にPG所定の方法でPGから同意を得たうえで、第三者を売主とする(以下「第三者売主」という)商品の販売又は提供を行う場合に適用されるものとする。本条の定めと本規約の他の定めが矛盾抵触する場合には、本条の定めが優先するものとする。
2. 甲は、PG に対し以下の事項を表明及び保証し、又は遵守するものとする。なお、甲が本条その他本利用契約のいずれかに違反した又は違反したおそれがあると PG が判断した場合、PG は、甲への通知をすることなく、直ちに第三者売主を認める同意の一部又は全部を撤回することができるものとする。
 - (1) 第三者売主による商品の販売若しくは提供に基づき発生する第三者売主の買主に対する売上債権(以下「売上債権」という)につき、甲が第三者売主から弁済金を受領する権利・権限を取得しており、本決済事業者が甲に対して売上債権を立替払い又は買い取りを行い甲又は甲を代理して PG がその弁済金を受領することにより、売上債権は完全に消滅すること、又は甲が第三者売主に対して、売上債権につき立替払い又は買い取りを行い、これによって甲が取得した買主に対する債権(以下「対象債権」という)につき、甲が有効に取得し、甲のみに唯一絶対的に帰属しており、甲のみが売上債権に関する一切の処分権限を有していること。
 - (2) 売上債権及び対象債権につき、第三者に対する譲渡、担保設定、第三者に対する買取権、優先交渉権、その他の利用権の設定はなされておらず、本決済事業者又は PG の権利に損害を及ぼす、又は、そのおそれのある処分が一切行われておらず、かつ、甲が第三者のためにそのような処分を行う義務を負っていないこと。
 - (3) 売上債権につき、甲が第三者売主に立替払い又は買い取りをなすにあたり、買主の異議を留めない承諾を得ること。
 - (4) 甲が、第三者売主に対し、甲が提供するサービスのうち本決済事業者及び PG が別途承認したもの(以下「甲サービス」という)を第三者売主が利用するために甲と第三者売主との間で締結する契約(以下「甲利用契約」という)の内容を合理的な方法で正確に説明し承諾を得ること。特に、①甲が第三者売主から売上債権の弁済金を受領する権利・権限を取得すること、②甲が第三者売主に売上債権の立替払い又は買い取りを行う場合があること、③第三者売主は買主、本決済事業者及び PG に対し売上債権を含む一切の金員を直接請求することができないことにつき承諾を得ること。
 - (5) 甲は、第三者売主による通信販売に関し本サービスを利用するために本決済事業者との間で契約(第3項で定める第三者売主加盟店契約を含むがこれに限らない)の締結が求められた場合、これを締結し遵守すること。
 3. 甲は、第三者売主に本利用契約及び本加盟店契約の規定において加盟店又は売主が遵守すべき事項と同一の義務等を課し、また、本決済事業者から、第三者売主と本決済事業者との間で本決済事業者の所管する決済方法の利用に関する契約(以下「第三者売主加盟店契約」という)の締結を求められた場合、第三者売主から代理権の付与を受ける等必要な措置を講じた上で当該契約を成立させるものとする。甲は、第三者売主にこれらの義務等及び契約を遵守させ、これらに抵触することがないよう適切に管理(途上管理を含む。以下本項において同じ)を行うものとし、第三者売主の各義務等及び契約違反について甲が一切の責任を負うものとする。本決済事業者及び PG は、甲に対し、甲の第三者売主に対する管理状況につき報告を求めることができ、かつ甲の第三者売主に対する管理が不適切又は不十分と判断する場合には、第三者売主に対し直接に是正を求め、調査を行うなどの措置を講じることができるものとする。甲は、かかる本決済事業者及び PG の権利が確保されるよう第三者売主に説明し、第三者売主の承諾を得るものとする。
 4. 甲は、第三者売主に起因する買主からの抗弁の申立て、苦情等及び第三者売主からの本条に基づく通信販売に関する問合せ並びに第三者売主、買主若しくはその他第三者のいずれかの間で発生した紛議等(以下「紛議等」という)に対して自己の責任で適切な処理を行うものとする。
 5. 甲は、第三者売主が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると本決済事業者又は PG が判断する場合には、本条に基づく通信販売を取り扱わせてはならないものとし、直ちに当該第三者売主における通信販売の利用を拒否しなければならないものとし、本決済事業者又は PG の求めに応じて、当該第三者売主の売上債権又は当該売上債権にかかる対象債権を本利用契約又は本加盟店契約の対象外とすることその他必要な措置を講じるものとする。また、甲は、本項の措置につきあらかじめ第三者売主に説明し、第三者売主の承諾を得るものとする。
 - (ア) 本サービス又は甲サービスにおいて、過去に不正な取引を行ったことがある場合
 - (イ) 本利用契約、本加盟店契約又は第三者売主加盟店契約の定めに従って違反する場合

(ウ) 買主からの重大又は度重なる苦情等の事由が生じた場合

(エ) その他本決済事業者又はPGが不適当と認める場合

6. 甲は、本決済事業者又はPGが要請したとき、かかる要請に従い、第三者売主に関する個人情報を含む情報等（第三者売主の氏名又は名称、住所、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス、法人番号を有する場合には法人番号、代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日を含むがこれらに限らない）の一部又は全部を本決済事業者又はPG所定の方法により直ちに本決済事業者又はPGに対して届け出るものとする。また、かかる届け出を行うことにつき、あらかじめ第三者売主の承諾を得るものとする。
7. 本決済事業者又はPGからの通知を受けた場合、甲は、自己の責任と費用負担において、当該通知にかかる第三者売主の本サービスの利用にかかる登録を取り消す（以下「登録取消」という）ものとする。甲は、登録取消にあたり、第三者売主、買主、警察その他第三者に対して、本決済事業者又はPGによる前項の通知の事実及び内容について、一切開示しないものとする。また、登録取消にあたり、甲と第三者売主若しくは買主その他第三者との間で発生した紛議等又は第三者売主、買主若しくはその他第三者のいずれかの間で発生した紛議等は、甲の責任と費用負担において解決するものとする。
8. 第12項に基づき読み替えた本利用契約及び本加盟店契約に定める甲の義務を、甲が第3項に基づき第三者売主にも遵守させるにあたり、本利用契約及び本加盟店契約に定める禁止商材に以下を追加するものとする。
 - (1) 資金移動を目的とする取引（貸金取引を含む）
 - (2) 盗品、わいせつな商品、脱法ドラッグその他人体、健康に影響を及ぼす商品の取引
9. 本決済事業者及びPGは、本加盟店契約又は本利用契約の対象となった売上債権又は対象債権について、本利用契約及び本加盟店契約に定める事由のほか、以下のいずれかの事由が生じた場合、甲が本決済事業者又はPGの承認を取得したか否かにかかわらず、本加盟店契約又は本利用契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとする。
 - (1) 第4項に定める紛議等が解消せず、買主が本決済事業者への代金等の支払いを拒否したとき（甲の故意又は過失その他帰責性の有無を問わない）
 - (2) その他、甲又は第三者売主が本利用契約、本加盟店契約又は第三者売主加盟店契約に違反したとき
10. 前項に該当した場合の決済売上金又は引渡金の支払の留保及び返還等については、本利用契約及び本加盟店契約の定めによるものとする。
11. 第三者売主の通信販売に関しPGへの引渡金の返還請求や損害賠償請求が発生した場合（PGが本決済事業者から損害賠償請求を受けた場合を含むがこれに限らない）、甲はPGに対し当該金額を全額補償するものとする。
12. 本条に定めのない事項については、本加盟店契約の「加盟店」又は本利用契約の「甲」をそれぞれ「第三者売主」と合理的な限度で読み替えたうえで適用するものとし、これらに定めのない事項については、その都度PGにて定める内容で読み替えたうえで適用するものとする。
13. 甲は、第三者売主が個人である場合、PGから、甲利用契約にかかる規約及び関連資料等（変更された場合には変更後のものを含む）の提出、甲サービスの内容、当該規約・甲サービスの内容に関する説明、当該規約の内容の変更又は追加、第三者売主のモニタリング体制に関する説明、当該体制の変更又は追加の実施を要求されたときは、直ちに当該要求に応じるものとする。

(導入支援)

- 第10条 PGは、甲から電話又は電子メールによる問い合わせを受けた場合には、電話又は電子メールで回答することにより、甲のシステムへの本ソフトウェアの導入に関する技術的支援を合理的な範囲で行う。但し、甲のシステムの設置場所へ赴いて行う技術的支援その他電話又は電子メールによる回答以外の技術的支援は、PGと甲が別途合意した場合にのみ行うものとする。
2. PGが前項但書の技術的支援を行う場合、甲は、PGに対して、以下の各号の協力を行う。
 - (1) 甲の事業所又は甲のシステムが設置されている場所へのPGの関係者の立入の許可及び作業への立ち会い
 - (2) PGの関係者が①甲のシステム、②甲のシステムと接続されている他の装置、③通信回線並びに④関連するコンピュータプログラム及びデータに対してアクセスすることの許可

(ID及びパスワードの管理等)

- 第11条 甲は、PGから提供を受けたID又はパスワードの漏洩、紛失、毀損等の事故が生じないよう厳重に管理するものとする。甲は、当該提供を受けた後遅滞なく、PG所定の方法により当該パスワードを変更し、当該変更後のパスワードについても適宜の時期に変更する等の方策を含め、適切な管理を行うものとする。
2. 甲は、前項のID又はパスワード（甲による変更後のものを含む。以下本項及び第3項において同じ）が正当な権限なく使用されたことを認識した場合には直ちに、その旨をPGへ通知する。PGは、当該通知を受けた場合には直ちに、当該ID又はパスワードを無効化するものとする。
3. 第1項のID又はパスワードが正当な権限なく使用されたことによって甲に生じた損失、損害等については、PGは一切責任を負わない。但し、当該ID又はパスワードが正当な権限なく使用されたことをPGが知り若しくは重大な過失によって知らなかった場合又はPGの責めに帰すべき事由に基づいて前項の無効化が遅延したことに起因する損失、損害等についてはこの限りでない。

(通信内容の保全措置等)

- 第12条 甲及びPGは、本利用契約の履行に関して通信回線を通じてデータの送受信を行う場合には、対象となるデータに本決済事業者の要請する暗号化等の合理的な保全措置を施すものとし、当該本決済事業者から当該保全措置に関して改善の要請を受けた場合は所要の改善を講じるものとする。
2. 甲及びPGは、前項の保全措置が破られ又は破られるおそれがあると判断した場合には、本サービスの全部又は一部のデータ通信を直ちに停止する等適切な措置をとることができる。また、甲及びPGは、速やかに、甲の場合はPGを通して、PGの場合は直接本決済事業者に対してその旨通知すると共に、当該保全措置が回復された後、当該本決済事業者がデータの送受信の再開を承認するまで、本サービスの全部又は一部の係るデータ通信を行わないものとする。
3. 前項に基づく取扱いに起因する本サービスの不提供により生じた甲の損失、損害等については、PGは一切責任を負わないものとする。

(本サービスの提供停止)

- 第13条 PGは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあるとPGが判断した場合、事前に甲に通知した上で、甲に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本決済事業者、又は、オプションサービス提供事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性についてPGは関与するものではなく、甲は本決済事業者又はオプションサービス提供事業者の判断に従う。
 - (1) 甲（甲の委託先を含む。以下本条において同じ）による本利用契約の違反
 - (2) 甲による第19条第4項又は第27条に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - (3) 本加盟店契約が存在する場合、甲による本加盟店契約の違反（本決済事業者からの通知の有無を問わない）
 - (4) 甲の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割の決定（事前にPGから書面による同意を得た場合は除く）
 - (5) 甲、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
 - (6) 甲の保有する本情報（甲の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む。以下同じ）の漏洩、滅失又は毀損
 - (7) 甲、買主又は第三者による大量又は多額の売上取消の発生（売上取消発生のおそれを含む）
 - (8) PGに対する、本決済事業者等からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者等が取り扱う決済方法又はサービスに関する本サービスの甲への提供を停止する旨の要請
 - (9) PGに対する、本決済事業者等からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者等が取り扱う決済方法又はサービスの甲への提供を停止する旨の通知又は停止を検討中である旨の通知
 - (10) 12ヶ月以上継続して本サービスの利用の事実がないとき
 - (11) PGに対する、第三者からの本サービス、又は本サービスに含まれるオプションサービスに係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利（出願中のものも含み、登録されているかを問わない。）等の知的財産権に関する主張、請求又は侵害の申し立てがあった場合
 - (12) その他本利用契約に別途定める本サービスの提供停止の規定に該当する場合
 - (13) PG又は本決済事業者等のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - ① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - (14) 前各号の他、甲の取扱商品又は取引状況（債権甲立や債務状況確認を含む）に関して、PG自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合

- 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
- 第1項に基づくサービスの全部又は一部の停止は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないとPG並びに関連する本決済事業者及びオプションサービス提供事業者が判断するまで継続できるものとする。なお、当該停止に関する根拠や要件該当性についてPGは商業的に合理的な範囲で説明するよう努めるものとする。
- 甲は、PGに対し、1ヶ月以上事前に書面によって申し出ることによって本サービスの全部又は一部の利用を休止することができる。
- 本条第1項その他本利用契約に基づく本サービスの提供の停止によって甲が被った損失、損害等について、PGは一切責任を負わない。

(甲への代理権等の不授与)

第14条 PGは、甲に対し、本利用契約によって、何らかの代理権又はPGの商号、商標、ロゴマークその他PGの営業表示を使用する権限を授与するものではない。甲は、PGから別途承認された場合を除き、PGの代理店である旨その他PGから何らかの代理権を授与されていると認識されるおそれのある表示を第三者に示してはならず、かつ甲が使用しているウェブサイトにPGの商号、商標、ロゴマークその他PGの営業表示を表示してはならない。

(第三者への委託)

- 第15条 甲は、本利用契約に特別の定めがある場合を除き、本利用契約に基づく甲の業務の一部を第三者に委託（請負及び委任を含む。以下同じ）することができるものとする。但し、本利用契約に基づく甲の業務の全部を第三者に委託する場合はPGの事前の書面による同意を必要とし、また、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、第2項の定めに従うものとする。
- 甲は、カード番号等の取扱いをPG以外の第三者（以下、本項において「受託者」という）に委託する場合には、PGの事前の書面による同意を必要とし、かつ、以下の基準に従い受託者を管理するものとする。
 - 受託者が次号以下に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること
 - 受託者に対して、本規約の甲が負うカード番号等の取扱いに関する義務と同等の義務を負担させること
 - 受託者が第17条第3項で定める具体的方法及び態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第17条第4項に準じて甲から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
 - 受託者があらかじめ甲の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - 受託者が甲から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第18条各項に準じて、受託者は直ちに甲に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査（デジタルフォレンジック調査を含む）並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を甲に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - 甲が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し、第19条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、甲は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること
 - PGは、以下の各号に定めるもののほか、本利用契約に基づくPGの業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
 - 売上請求に関するデータを記録した記録媒体を本決済事業者へ搬送する業務を運送事業者に行わせること
 - 代金等の受領業務を本決済事業者に委託する場合、データの受信業務を本決済事業者に委託する場合その他本利用契約に基づき第三者に委託する場合
 - 前三項において許容される委託等であるか否かにかかわらず、甲又はPGの委託先又は前項第1号の運送事業者の行為は、本利用契約の適用上、当該委託を行った甲又はPGの行為とみなされるものとする。
 - 甲及びPGは、各自、本利用契約に基づく自己の業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該委託先の行為に起因して本利用契約に違反することのないよう、当該委託先に対する適切な指導、監督を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第16条 甲及びPGは、各自、以下の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、本利用契約の締結又は履行に関連して取得した一切の情報（開示の状況から客観的かつ合理的に秘密と認識できる情報に限る。以下「本情報」と総称する）を秘密として保持し、第三者に開示し、提供し又は漏洩してはならない。但し、本情報には、相手方、本決済事業者等又は甲の販売若しくは提供する商品の買主に関する情報、本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関する情報、カード番号等に関する情報及び本ソフトウェア等に関する情報が含まれ、かつ個人情報保護法（改正された場合には改正後の内容による）上の個人情報又は個人情報関連情報（以下単に「個人情報等」という）に該当する情報が含まれ得るものとする。
- 事前に相手方から書面による同意を得た場合
 - 本条第9項、第19条第3項その他本利用契約に基づく場合、本サービスの提供又はPGが本決済事業者である場合には本決済事業者として決済方法を提供する際に必然的に伴う場合
 - 本利用契約上許容される自己の業務の委託に必要不可欠な範囲で当該委託に係る委託先に開示し又は提供する場合
 - 本サービスの利用に係る甲の商品の販売若しくは提供等の実行若しくは当該販売若しくは提供等に係る契約の履行に必要な不可欠な場合、本サービスの利用に係る本加盟店契約に基づく場合又はPGと本決済事業者等との間の本サービスに関連する契約に基づく場合
 - 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への本利用契約に関連した相談、依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
 - 法令又は証券取引所規程に基づく場合（事前に相手方に通知することが当該法令又は証券取引所規程の趣旨に反することとなる場合を除き、当該開示について事前に相手方に通知した場合に限る）
 - PGがPGのグループ会社及びGMOインターネットグループ株式会社に本情報を共有する場合
 - 甲が第4条第4項に基づいて、第三者の連絡先を甲の連絡先その他の連絡先としてPGに届け出た場合であって、PGが本サービスの提供に関連して当該第三者に開示し又は提供する場合
- 甲及びPGは、各自、前項第1号又は第3号に基づいて本情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に対して本条に基づく自己の義務と同等の義務を予め課すものとする。
 - 甲及びPGは、各自、本利用契約の履行及びPGが本決済事業者である場合には本決済事業者としての決済方法の提供（本サービスを含むPG及びそのグループ会社の商品の安定運用、改善及び商品開発並びに本利用契約上許容される委託を行うことを含む）以外の目的で本情報を利用（複製を含む）し又は使用してはならない。但し、PGは、本サービス以外のPGの商品又はPGのグループ会社若しくは提携先の商品を甲に紹介する目的及び本サービス以外のPGの商品を甲に提供する目的並びにPGのホームページに掲げる個人情報の取扱いに関する方針等において定められている目的（将来変更された場合はその変更後のもの）のいずれかのために甲に関する本情報を利用することができるものとし、かつ第1項第1号、第4号、第5号、第6号及び第7号の除外事由は本項による利用又は使用の制限に関して準用するものとする。
 - PGは、本情報を、その取得又は作成の日から、当該本情報に係る決済方法に係る本加盟店契約及びPGと当該本決済事業者等との間の本サービスに関する契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等によりPGが必要と判断する期間中保存できるものとする。PGは、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を甲に何らの通知をすることなく消去できるものとする。
 - 前項の場合を除き、甲及びPGは、各自、相手方から請求を受けた場合には、速やかに、自己及びその委託先が保有している本情報のうち当該請求部分に係るものを相手方へ返還し又は消去するものとし、消去した場合において相手方から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに相手方へ提出するものとする。
 - 甲及びPGは、各自、本情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他本情報の安全管理を図るために必要かつ適切な措置（閲覧・ハッキング防止対応等システム上の措置を含むが、これに限られない。）を講じるものとする。かかる措置には少なくとも以下の各号に掲げるものが含まれる。
 - 本情報を取り扱わせる自己の役員若しくは従業員又は派遣労働者（以下「役職員」と総称する）を必要最小限の者に限ること
 - 本情報を取り扱わせる役職員のうち自己の役員及び従業員についてはその退職後も継続する機密保持義務、利用目的制限、返還義務等の義務を適切に課し、派遣労働者については同様の義務を課すことを派遣元に義務づけた上で、教育訓練を施すなど当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
 - 以下の各号のいずれか一つに該当した本情報については、当該該当の時に降、前六項は適用しない。但し、当該本情報が個人情報等に該当する場合はこの限りでなく、なお前六項が適用されるものとする。
 - 取得時に既に公知であった場合又は取得後に自己の責めに帰すべき事由に基づく公知となった場合
 - 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段で取得した情報と同一内容の場合
 - 本情報に依拠せずに自ら独自に開発、創作等した情報と同一内容の場合
 - 本利用契約の定めにかかわらず、PGは、本サービスの提供に関連して取得し又は作成した甲と買主間の本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関連す

るデータをその取得又は作成の日から7年間保存し、その保存期間中に本決済事業者等から要請を受けた場合には速やかに、当該本決済事業者等へ当該データを提供できるものとする。

9. 前項及び第19条第3項に基づく場合のほか、PGは、本決済事業者等から要請を受けた場合には、甲に関する情報又は甲が行った本サービスの利用に係る商品の販売又は提供に関する情報を当該本決済事業者等に提供することができる。
10. PGは本サービスを含むPG及びそのグループ会社の商品の安定運用、改善及び商品開発を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数量化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用する場合があるものとし、甲はこれを予め承諾する。

(PCI DSSの遵守等カード番号を取扱う場合の管理)

- 第17条 甲又はPGがカード番号等を取り扱う場合には、本条が適用される。
2. PGは、カード番号等その他カード会員に関するデータを保存、処理又は送信する場合には、PCI DSSのセキュリティ要件を遵守するものとする。
 3. 甲は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置（これと同等の措置を含む。以下同じ）を講じなければならない。当該措置の具体的方法及び態様とは、以下のいずれか一つ（本決済事業者又はPGから要求された場合は複数）を指す。
 - (1) カード番号等の非通過型による非保持化
 - (2) カード番号等のトークン化
 - (3) PCI DSS 準拠
 - (4) その他PGから指定する措置
 4. 前項の規定にかかわらず、PGは、甲の採用する措置が、実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失若しくは毀損の防止のため又は不正利用防止のために特に必要があると認めるときには、その必要に応じて当該措置の具体的方法及び態様につき変更を求めることができ、甲はこれに応ずるものとする。
 5. 甲は、第3項に定める実行計画に掲げられた措置の具体的方法又は態様を変更する場合、PGの事前の書面による同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

- 第18条 甲の保有する本情報（甲の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む）が、漏洩、滅失若しくは毀損し又はそのおそれがある場合には、甲は、遅滞なく自己の費用負担で以下の措置を採らなければならない。
- (1) 漏洩、滅失又は毀損の有無を調査すること（デジタルフォレンジック調査を含む）
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となった本情報の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
 - (4) 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける者に対してその旨を通知すること
2. 前項柱書の場合であって、漏洩、滅失又は毀損の対象となる本情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちに本情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するための措置を講じなければならない。
 3. 甲は、前二項に定める措置を講じないことを原因として本決済事業者等又はPGに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。
 4. 甲は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨をPG及び本決済事業者に対して報告すると共に、PG又は本決済事業者が要求する場合には遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならない。
 - (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であってPG又は本決済事業者が要求する事項
 5. 本情報が漏洩、滅失又は毀損した場合であって、甲が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合には、PG又は本決済事業者は、事前に甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩、滅失又は毀損した本情報に係る者に対して通知することができる。
 6. 甲が本情報を漏洩、滅失若しくは毀損した場合、本情報の目的外利用をした場合、又はそれらのおそれがあると認められる場合にPG又は本決済事業者等に損失、損害等が発生した場合には、甲は当該損害等の賠償をするものとする。この場合、甲の保有する本情報の一部が漏洩、滅失若しくは毀損した事実が認められる場合、又は、漏洩、滅失若しくは毀損の可能性があると第1項第1号の調査等によって認められる場合（ログ改ざんやサーバ交換等漏洩、滅失又は毀損の証拠を散逸させるおそれのある行為によって漏洩、滅失又は毀損の事実が明らかにできなくなった場合も含む）、当該漏洩、滅失若しくは毀損の事実がないことを甲が合理的に証明できない限り、当該本情報について、漏洩、滅失若しくは毀損したおそれがあると認められるものとして取扱うものとする。

(調査、改善等)

- 第19条 甲は、本サービスの利用に係る商品の販売又は提供（信用販売を含む。以下同じ）につき、甲と本決済事業者間の契約、本利用契約若しくは法令に違反している疑いがある場合又はPG若しくは本決済事業者から要請を受けた場合には、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査（デジタルフォレンジック調査を含む。以下同じ）を自己の費用負担と責任で実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとする。この場合、甲は、その都度遅滞なくPGに調査結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールに関する報告を行うものとする。
2. PGは、甲が甲と本決済事業者間の契約、本利用契約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合又は本決済事業者から要請を受けた場合には、甲に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、又は甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告、取扱商品等について相応の方法によってPG自ら調査することができるものとする。この場合、甲は、当該請求を受け又はPG自身による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じ又はPGによる調査に協力するものとし、PGが当該調査にかかった全ての費用（デジタルフォレンジック調査会社や各種専門家への再委託費用を含む）を負担するものとする。
 3. PGは、前二項の甲からの報告若しくは回答又はPGの調査により取得した情報、資料等を、本決済事業者等へ提出することができる。
 4. PGは、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告又は取扱商品等について、改善又は停止を請求することができるものとし、甲は自己の費用負担によってその請求に従うものとする。
 - (1) 甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告又は取扱商品等が甲と本決済事業者間の契約、本利用契約又は法令に違反し又は違反するおそれがあると相当の根拠をもってPGが認める場合
 - (2) 本決済事業者又はPGが、甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供に係る買主である又は買主になろうとした者から、当該本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供又はその取扱商品に関して、裁判外又は裁判上で、苦情の申し出、調査の要求又は代金等返還、損害賠償等の請求を受けた場合
 - (3) 本決済事業者又はPGが、第三者から、甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告又は取扱商品に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合
 - (4) PGから第2項に基づく調査の請求を受けた場合
 - (5) 本決済事業者が甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供の態様、宣伝広告又は取扱商品を不適当と認めた場合（その理由が本決済事業者から開示されたか否、開示されたとして当該理由が甲を納得させるか否かは問わない）
 5. 甲は、前四項に定める調査や措置を講じないことを原因として本決済事業者等又はPGに生じた損失、損害等の全てを賠償又は補償する。

(競業の禁止)

- 第20条 甲は、本利用契約の有効期間中、事前にPGから書面による同意を得た場合を除き、本サービス（甲が本利用契約に基づき利用することができる決済方法又はサービスに関するものに限る）と同一又は類似のサービスを自ら提供し又は子会社その他自己の支配下にある第三者に提供させてはならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

- 第21条 甲は、事前にPGから書面による同意を得た場合を除き、本利用契約に基づく自己の権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、甲が本利用契約に基づく甲のPGに対する債権をPG以外の第三者に譲渡した場合、甲及びPGは以下の各号の対応を行うものとする。当該債権譲渡又はPGによる支払いによって甲に生じた損失、損害等についてPGは一切の責任を負わない。
 - (1) 甲は、当該債権譲渡の事実を速やかにPGに通知するものとする。

- (2) PG は、当該債権の譲受人が請求した場合には当該譲受人に対して支払うことで、甲に対する債務も消滅するものとし、甲はこれに異議を述べない。
- (3) PG は、PG の裁量で当該債権を供託することができ、甲はこれに異議を述べず、また当該債権の譲受人をして異議を述べさせないものとする。
3. PG が前項に定める当該債権の譲受人に支払った後に、本決済事業者から当該債権の解除、買戻又は返還請求を受けることにより生じる原状回復義務等の債務に対して、甲はなお当該第三者と連帯して責任を負うものとする。
4. 前項に基づき、PG が甲の債権の譲受人に対して履行の請求をしたときは、甲に対してもその効力が生じるものとする。
5. 前項の定めは、甲の委託者に対する履行の請求についても準用する。

(登録内容等の変更と通知方法)

- 第22条 甲が以下の事項を本利用契約成立後に変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、甲は、関係資料を添えて、当該変更の内容を書面その他 PG がその都度指定する方法によって事前に PG に届け出るものとする。但し、第5号に定める事項の場合、又は関係資料については、これを事前に確保することが困難である場合には、事後速やかに PG へ提出することで足りるものとする。
- (1) 甲の氏名又は名称、住所、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
- (2) 甲の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
- (3) 甲の取扱商品及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
- (4) 本サービスの利用に係る商品のウェブサイト URL
- (5) 特定商取引法による行政処分又は消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたという事実
- (6) その他本申込書等に記入した事項
- (7) その他の PG が指定する事項
2. 本利用契約又は本サービスに関連する PG から甲への通知、連絡等（以下「通知等」と総称する）が、甲が第4条第4項に基づいて PG に届け出た甲の連絡先（前項に基づき連絡先変更の届出がなされた場合にあっては変更後の連絡先）へ宛てて発信された場合、当該通知等は当該連絡先へ通常到達すべき時に到達したとみなされるものとする。
3. PG は、本利用契約又は本サービスに関連する甲への通知等を、書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールの送信その他 PG がその都度任意に選択する方法により行うことができるものとする。
4. 甲が PG に対し、第1項に定める変更の通知等を行い又は行わなかったことにより、決済売上金の受領不能又は通知等の不達その他、甲に何らかの不利が生じた場合であっても、PG は一切その責任を負わない。

(本利用契約の変更)

- 第23条 本利用契約の内容は、甲及び PG 双方の署名又は記名及び押印のある書面による合意によって有効に変更されるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲が PG から本利用契約の内容の変更の通知を受けた後に本サービスを一度でも利用した場合には、甲は当該変更を承諾したとみなされ、当該利用の日以降、当該変更後の本利用契約が適用されるものとする。但し、当該通知に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
3. 第1項の定めにかかわらず、本決済事業者等からの要請、関係法令の変更、通信回線の利用条件の変更、PG のシステムの仕様変更（サービス改善、サービス変更及びサービス廃止を含む）、原価上昇その他やむを得ない事由により本利用契約の内容を変更する必要があるが生じた場合、PG は、当該変更内容を事前に甲に通知した上で、甲からその都度の承諾を得ることなく、本利用契約の内容を変更することができるものとする。
4. 甲は、前項の通知を受けた場合には、1ヶ月以上事前に PG へ書面によって予告することによって本利用契約を解約することができるものとする。但し、当該通知を受けた日から当該予告を発することなく10日が経過した場合は、この限りでない。
5. PG は、本条に基づく本利用契約の変更又は解約によって甲に生じた損害について一切責任を負わない。
6. 本規約の定めにかかわらず、本規約冒頭の施行日が2023年10月20日より前の「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「旧規約」という）については全て最新版の同規約に取って代わるものとし、旧規約の条文章号と最新版の同規約の条文章号に差異が生じる場合、当該条文章号のタイトルや記載内容を照合する等して、契約内容の矛盾・齟齬が生じてしまうことのないよう、合理的な限度で読み替えるものとする。甲及び PG は条文章号の違いのみを理由として契約内容に矛盾・齟齬がある旨を主張しないものとする。

(甲による問い合わせ等への対処及び補償)

- 第24条 甲は、以下の各号の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」と総称する）については、直ちに PG に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかにこれらに対処して解決するものとし、これらの問い合わせ等によって PG 又は本決済事業者等が何らかの損害を受けた場合には、甲がその損害の一切を補償するものとする。
- (1) 甲の商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡、提供若しくは配送の遅延、代金の額若しくはその支払又は広告に関する問い合わせ等（苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られない）
- (2) 甲の商品の販売若しくは提供に係る契約の申込又は承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する問い合わせ等、なりすましその他当該契約の効果帰属に関する問い合わせ等、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する問い合わせ等又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する問い合わせ等
- (3) 甲の商品の保守、廃棄に関する問い合わせ等
- (4) 甲の情報漏洩に関する問い合わせ等
2. 前項各号の場合の他、本利用契約、本サービスの利用及び当該利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して本決済事業者等又は第三者から PG に対し裁判上又は裁判外の請求がなされ又はなされるおそれがある場合、甲は、PG に一切の責任を負担せず、自己の責任と費用負担において当該請求に速やかに対処して解決するものとし、当該請求によって PG に何らかの損失、損害等が生じ又は生じるおそれがある場合（判決や命令による場合に限らず、PG の自由裁量に基づき賠償又は補償を選択した場合を含む）には、甲はこれを全て賠償又は補償し、PG にいかなる損失、損害等及び負担を負わせないものとする。

(PG の免責)

- 第25条 PG は、第5条第3項に基づく検討の結果、本サービス利用者登録を認めないこととしたこと又は第27条による解除若しくは第29条による本利用契約の終了により甲に生じた損失、損害等について、一切責任を負わない。
2. PG は、本サービスのうち代表加盟サービスを甲が利用しない限り、本加盟店契約の締結に関与せず、本加盟店契約の成否又は内容に関して何らの責任も負わない。
3. 本サービスは、PG による、買主からの代金等の現実の回収を約束し又は買主による代金等の支払を保証するものではない。これらは本サービスの各決済方法を所管する本決済事業者又は買主自身によってそれぞれ実行され又は拒否されるものであり、PG はこれらの実行を保証するものではない。これらの不実行又は遅滞が PG の責めに帰すべき事由による本利用契約の不履行に起因する場合を除き、PG は、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わない。PG は、当該買主に対する代金等の請求又は督促を行う義務を負わない。
4. PG は、輻輳、途絶等の通信回線の異常、地震等の天災、感染症等の疾病の蔓延、テロ行為、サイバー攻撃、労働争議その他 PG の責めに帰すことのできない事由に基づく本サービスの不提供その他本利用契約の不履行に関しては一切責任を負わない。

(損害賠償)

- 第26条 甲及び PG は、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本利用契約又は本規則等への違反によって損害を受けた場合、当該相手方に対し、当該損害のうち現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まれない）についてのみ、賠償を請求することができる。但し、本利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
2. 本サービス又は本利用契約に関連する PG のその都度の損害賠償責任は、契約上の債務の不履行、不法行為その他法律構成の如何にかかわらず、当該責任の原因事実の発生した日の属する月の直前の3ヶ月間に本利用契約に基づいて PG が受領したシステム利用料金の合計額を上限とする。

(解除)

- 第27条 甲及び PG は、相手方が本利用契約に違反した場合において、当該違反の解消を催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が解消されなかったときには、本利用契約の全部又は一部を解除することができる。但し、当該違反状態の解消が不可能であることが明らかな場合には、何らの通知及び催告を要することなく直ちに解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び PG は、各自、相手方に以下の各号のいずれか一つの事由が生じた場合、何らの通知及び催告を要することなく直にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続の開始を求める申立を自ら行い又は他から申立てられた場合

- (2) 差押え、仮差押え等の強制執行の申立、抵当権等の担保権の実行の申立又は滞納処分等の公租公課の強制処分を受けた場合
- (3) 振り出した手形若しくは小切手が一度でも不渡りとなった場合、支払不能に陥り若しくは支払停止を宣言した場合、又は銀行取引停止処分を受けた場合
- (4) 事業の全部又は重要な一部を停止し若しくは廃止した場合、又は解散決議等によって清算手続に入った場合
- (5) 本加盟店契約が存在する場合、本加盟店契約（本サービスの利用に係る甲の商品の販売又は提供に関する契約に限られるが、PG が代理人として締結申込みをすることなく締結されたか否かは問わない）が事由の如何を問わず終了した場合
- (6) PG が本決済事業者等から、理由の有無又は如何を問わず、当該本決済事業者等が取り扱う決済方法に関する本サービスの利用者として甲が不適当である旨の通知を受けた場合
- (7) 本決済事業者等から、理由の有無又は如何を問わず、甲との間の本利用契約の解消を求められた場合
- (8) 本利用契約に定める本サービスの提供停止後、相当期間内に提供停止の事由が解消されないと PG が判断した場合
- (9) 前各号の他、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
3. 前二項の定めにかかわらず、理由の如何を問わず、甲が本利用契約に基づく本サービスの全部の利用を停止し、休止し、又は利用しない（PG のシステム上データ処理がなされていない状態を含む）という場合、当該停止、休止又は不使用の期間が 12 ヶ月を経過した場合、PG は、甲に対して何らの通知及び催告を要することなく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、本利用契約の全部を解除することができる。
4. 前三項のいずれに基づく解除についても過去には遡及せず、将来に向かってのみ本利用契約を失効させるものとし、かつ解除の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。但し、本利用契約において別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。
5. 本利用契約が PG からの解除によって終了した場合、甲は、本利用契約に基づく一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、期限の利益喪失の日の翌日から支払済みに至るまで年 14.6 % の割合による遅延損害金（年 3 6 5 日の日割計算により、1 円未満は切り捨てる）を付加して支払う。

（反社会的勢力の排除）

- 第 2 8 条 甲及び PG は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、相手方に対し表明・保証する。
- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団又は個人（以下「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本利用契約を締結すること
 2. 甲及び PG は、相手方が前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即時に本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 3. 甲及び PG は、相手方が本利用契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに本利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること
 - (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
 - (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること
 - (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - (5) 前各号に準ずる行為を行うこと
 - (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
 4. 甲及び PG は、前各項に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。
 5. 甲及び PG は、第 2 項又は第 3 項により本利用契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができない。
 6. 前二項の規定は、本利用契約に定める損害賠償に関する規定に優先して適用する。

（有効期間）

- 第 2 9 条 本利用契約の有効期間は、第 4 条第 1 項によって定まる成立日から 1 年間とする。
2. 本利用契約の有効期間の末日の 3 ヶ月前までに甲及び PG のいずれから他方へ当該有効期間の満了後は本利用契約を継続しない旨の書面による通知が到達していない場合、本利用契約は、当該有効期間の末日の翌日から 1 年間を新たな有効期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例による。
 3. 前二項は、第 2 3 条第 4 項に基づく解約、第 2 7 条第 1 項ないし第 3 項のいずれかに基づく解除、前条に基づく解除又は甲と PG との合意による解約を妨げないものとする。
 4. 前三項の定めにかかわらず、本利用契約のうち各決済方法又はサービスに関する全部又は一部が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに PG のシステムによって受信された商品の販売又は提供の申込に関するデータに係る甲の通信販売及び当該決済方法に係る引渡金（第 3 8 条第 1 項で定義する）に関しては、本利用契約はなお有効に継続するものとする。
 5. 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、本加盟店契約の終了又は PG と本決済事業者等との間の契約（PG が本サービスを提供すること又は PG からの業務委託に関する事項を含むが、これらに限られない）が事由の如何を問わず終了した場合、本利用契約のうち当該本決済事業者等が取り扱う決済方法又はサービスに関する部分は、何らの通知、催告等を要することなく当然にかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該本加盟店契約の終了又は PG と本決済事業者等との間の契約の終了と同時に終了する。PG は、本項に基づく本利用契約の終了を事前に甲に通知するものとする。但し、事前に通知する時間的余裕がない場合には、事後直ちに通知することで足りるものとする。
 6. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した場合、甲は PG から提供を受けた本ソフトウェア等を、速やかに、PG へ返還又は消去するものとし、消去した場合において PG から請求を受けた場合には、当該消去を証する書面を速やかに PG へ提出するものとする。
 7. 本利用契約が事由の如何を問わず終了することその他合理的な理由が存在し、甲が要求し PG が承諾した場合、PG は、甲の買主に関する PG 保有のデータ抽出・移行作業（第 1 6 条第 5 項に定める本情報の返還作業も含まれる）を行い甲に提供することがあり、甲は、当該作業に係る費用及びそれに係る消費税等相当額を PG に対して支払うことを承諾するものとする。
 8. 本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第 4 条、第 6 条第 5 項、第 9 条（費用負担を定めた部分に限る。）、第 1 1 条第 3 項、第 1 2 条第 3 項、第 1 3 条第 4 項、第 1 4 条ないし第 1 6 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条、第 2 2 条第 2 項（当該終了の日までに発信された通知等に関してのみ）及び第 4 項、第 2 3 条ないし第 2 7 条、第 2 8 条第 4 項ないし第 6 項、本条第 4 項ないし第 7 項、第 3 1 条並びに第 3 2 条は無期限になお有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けないものとする。

（協議事項）

第 3 0 条 本利用契約に定めのない事項及び本利用契約の解釈の疑義については、甲及び PG は協議によって解決を図るよう努めるものとする。

（準拠法）

第 3 1 条 本利用契約及びこれに関連して甲と PG との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約それぞれの成立及び効力の準拠法は、日本法とする。

（裁判管轄の合意）

第 3 2 条 本利用契約又はこれに関連して甲と PG との間で覚書、合意書その他形式又は名目の如何を問わず締結される契約に関連する甲と PG との間の一切の紛争については、法定の事物管轄に従って東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。但し、法定の専属管轄に服すべき場合等別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 2 節 代表加盟サービスに関する特則

（適用範囲）

第 3 3 条 第 1 章第 2 節の規定は、PG が甲の代理人として本加盟店契約の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された本加盟店契約に基づく各決済方法及び甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供に関して、又は、PG が甲から決済売上金の代理受領者として委託を受けることに基づく各決済方法及び甲の本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供に関して、適用される。なお、第 1 章第 2 節に定めのない事項については、第 1 章第 1 節の定めるところによる。また、第 1 章第 1 節の定めと第 1 章第 2 節の定めとが矛盾抵触する場合には、第 1 章第 2 節の定めによるものとする。

(代表加盟サービスの内容)

- 第34条 本規約において、代表加盟サービスとは、本サービスのうち第5条に定めるサービスに以下の各号の内容のサービスが追加されたものをいう。
- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、PG が任意に選定する本決済事業者（念のため申し述べると、PG を含む。以下同じ）に対し、適宜本加盟店契約の締結申込又は加盟申請（本決済事業者の切替を含む。以下同じ）を行い、これに対する当該本決済事業者からの回答を受領すること
 - (2) 前号のサービスを利用して締結された本加盟店契約又は承認された加盟申請に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理し、又は業務を遂行すること
 - (3) 本決済事業者が、本加盟店契約（第1号のサービスを利用して締結されたものに限る。以下、本節において同じ）又はPGの代理受領権に基づき引き渡される決済売上金を管理するためにデータ処理を行うこと
 - (4) 本決済事業者からの請求があった場合、決済売上金の返金業務のための業務を行うこと（本加盟店契約が存在する場合、当該本加盟店契約の定めに従う）
 - (5) 前四号の各サービスに付随し又は関連するサービスとしてPGが定めるサービス

(代表加盟サービスの利用)

- 第35条 甲が代表加盟サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出し、PGがこれを受領した場合、甲は、当該受領の日以降、代表加盟サービスのうち前条第1項第1号（これに係る同第5号のサービスを含む。以下本条において同じ）を利用することができるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲がPGに対して代表加盟サービスの利用をPG所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知をPGから受けた場合、甲は、当該通知が発信された日以降、代表加盟サービスのうち前条第1項第1号のサービスを利用することができるものとする。
 3. 前条第1項第1号のサービスにより本加盟店契約が成立した場合又は加盟申請が承認された場合、PGは、第37条第3項に基づく甲への通知と共に又は当該通知後速やかに、代表加盟サービスのうち前条第1項第1号以外のサービスの提供開始日を甲に通知するものとする。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、当該サービスを利用することができるものとする。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。
 4. PGが代表加盟サービスに係る本決済事業者との間の契約において、甲が本決済事業者に対して負う債務について連帯債務（連帯保証の場合も含む）を負う場合、甲とPGとの間の負担割合は、甲が全ての責任を負うものとする。

(代理権授与)

- 第36条 甲は、前条第1項の本申込書等をPGに提出した場合、PGに対し、以下の各号の事項に関する包括的代理権を授与したものとする。
- (1) 本加盟店契約の締結が必要な場合、PGから本決済事業者に対して、当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容による本加盟店契約の締結申込（加盟申請を含む。以下同じ）を行うこと
 - (2) ①与信請求又は売上承認請求、②売上請求及び③与信請求若しくは売上承認請求又は売上請求についての取消請求
 - (3) 決済売上金の受領
 - (4) 本決済事業者への通知、審査依頼及び当該本決済事業者からの通知等の受領
 - (5) その他本加盟店契約及び本サービスの履行に関連する事項
2. 甲は、本利用契約のうち代表加盟サービスに関する部分が有効に継続する期間中、前項の包括的代理権の授与の全部又は一部を撤回することができないものとする。但し、本決済事業者から本加盟店契約締結を拒否された場合は、甲とPGが別段の合意をした場合を除き、当該代理権授与は何らの通知を要することなく当然に撤回されるものとする。

(加盟店契約の締結)

- 第37条 甲は、第35条第1項の本申込書等をPGに提出した場合であって、本加盟店契約の締結が必要な場合には、PGを代理人として、PGが本決済事業者に対して、本利用契約の定める手続に従い、PGから別途提供を受けた当該本決済事業者所定の加盟店規約等の内容によって本加盟店契約の締結を申し込むものとする。甲は、PGが本決済事業者として甲との間で本加盟店契約を締結する場合があることを承諾する。なお、PGが本決済事業者となる場合、PGと本決済事業者が同一法人となることを踏まえ、適宜合理的な限度で本利用契約を読み替えるものとする。
2. 甲は、前項の場合、同項の申込を行うために、本申込書等の他、PGが指定する資料、情報等をPGへ速やかに提供するものとし、PGは、当該本申込書等受領後速やかに、甲を代理して、これらを本決済事業者に提出することによって本加盟店契約締結の申込を行う。甲は、当該資料、情報等を正確かつ最新の内容により提供するものとし、事実と反する資料、情報等を提供してはならない。
 3. PGは、前項の本決済事業者から同項の申込に対する諾否の通知を受け次第（PGが本決済事業者である場合にはPGにて甲の諾否を判断次第）直ちに、その通知内容を甲に通知する。PGは、甲に対し、当該通知の内容以外に当該諾否に関する情報を提供する義務及び当該本決済事業者が当該申込を承諾しなかった場合における不承諾の理由を開示する義務を負わない。
 4. 第2項の申込に係る本加盟店契約は、同項の本決済事業者から当該申込を承諾する旨の通知がPGに到達した日（PGが本決済事業者である場合にはPGが甲の申込を承諾した日）に成立する。当該本加盟店契約の内容は、第1項の加盟店規約等の定めるところによる。
 5. 第2項の申込に係る本加盟店契約が成立した場合、甲は、本サービスを利用する期間中、当該本加盟店契約等を維持し、これを遵守するものとする。

(決済売上金の引渡)

- 第38条 PGは、本決済事業者から支払われた決済売上金を受け取った場合（第36条の定めにより甲に代わって受け取った場合をいうが、これに限らない。また、PGが本決済事業者の場合はPGが本加盟店契約に基づき立替払する債務を負った決済売上金をいう）、当該決済売上金に係る本サービスの利用に係る代金等の額（以下、「本商品販売代金」という）からPG所定の手数料（当該本決済事業者等の手数料等に相当する額及び振込手数料相当額を含む）並びにこれらに係る消費税相当額（以下、本条において「本手数料金額等」と総称する）を控除して相殺した後の残額（以下「引渡金」という）を、原則、本申込書等に記載された口座名義の口座へ振り込む方法で、甲へ支払うものとする。当該支払の期限は、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載されたところによる。但し、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載された支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日を支払期限とする。
2. PGは、前項に掲げる本手数料金額等以外の甲のPGに対する金銭債務（第5条に定める売上取消請求に基づく既払引渡金の返還債務、第6条に基づく初期導入費用等支払債務及び第40条に基づく返還債務が含まれるが、これらに限られない）とPGの甲に対する支払債務とを、支払期限の如何にかかわらず、甲のPGに対する金銭債務及びPGの甲に対する支払債務が同一の決済方法又はサービスに関して生じたものであることを要することなく、対当額で相殺することができるものとし、かつPGは、かかる相殺についてその都度相殺の意思表示を行うことを要しないものとする。なお、かかる相殺がなされた限度で前項に基づく振込を要しないものとする。
 3. PGは、甲に対し、第1項の控除による相殺及び前項に基づく相殺の明細を事前に又は事後に通知するものとする。
 4. 前各項の定めに関わらず、甲が、別途PG所定の方法によってPGの承諾を得た場合、PG所定の設定日以降、PGは、本決済事業者から支払われた決済売上金を受け取った後、第36条の定めにより甲に代わって受け取った場合をいうが、これに限らない）、本商品販売代金から本手数料金額等を相殺せず、甲に本商品販売代金を、本申込書等に記載された口座へ振り込む方法（以下「本商品販売代金振込対応」という）で、甲へ支払うものとする。なお、振込手数料は、PGの負担とし、当該支払の期限は、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載されたところによる。但し、本申込書等又は本申込書等に付随する書面等に記載された支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日を支払期限とする。
 5. 前項の場合、PGは、甲による本サービスの利用がなされ、本申込書等に定める各締め日を迎えた場合、PGが別途定める期日までに、当該本手数料金額等を記載した請求書を甲に発行するものとし、甲は、当該請求書に記載された期日までに当該本手数料金額等をPGが別途指定するPG名義の銀行口座へ振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とし、支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直後の金融機関営業日を支払期限とする。
 6. 甲が前項その他本利用契約のいずれかに違反し若しくは違反するおそれがあるとPGが判断した場合、又は甲の信用状態の悪化その他本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないとPGが判断する場合、PGは、甲への通知をすることなく、直ちに本商品販売代金振込対応を取りやめることができる。この場合、甲は、当該本商品販売代金振込対応に関する一切のPGに対する金銭債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該本商品販売代金振込対応に係る本手数料金額等をPGに支払うものとする。
 7. 第4項乃至第5項の場合であっても、本利用契約における引渡金に関する定めは本商品販売代金に関しても準用され、PGは、甲に対し引渡金に関する各種措置と同等の措置（本商品販売代金の支払留保及びPGが既に支払済みの本商品販売代金の甲に対する返還請求等を含み、これらに限られない。）ができるものとする。
 8. 第一項の定めにかかわらず、別途PG所定の方法によってPGの承諾を得て、かつ、次項が全て満たされることを条件として、PG所定の設定日以降、PGは、本条に基づくPGから甲への引渡金の振込先として、甲が甲以外の第三者（以下「本口座名義人」という）名義の口座を指定することを、認めることができる

ものとする（以下「本指定」という）。

9. 前項に定める条件として、甲は、以下の第1号乃至第4号に同意又は承諾し、かつ、第5号を遵守する。
 - (1) PG 所定の方法による PG の承諾時に、甲から本口座名義人に対して PG からの引渡金の代理受領権を授与し、維持すること。また、代理受領権の授与の他本指定に必要な一切の措置等を、甲は自ら及び本口座名義人を通じて、責任をもって行うこと。
 - (2) 甲は、本口座名義人が第28条第1項各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたってもこれに該当しないことを、PG に対し表明・保証すること。
 - (3) 本利用契約に基づき、PG が甲に対する支払い（念のために申し述べると、本指定に基づく本口座名義人の口座への支払いを含むがこれに限られない）を留保する場合があること、並びに PG が既に支払済みの引渡金の返還を甲及び本口座名義人に請求する場合があり、本口座名義人は当該返還債務を甲と連帯して責任を負うこと。また、甲は当該連帯責任について、PG に代わって本口座名義人に説明し承諾を得ること。
 - (4) PG は、本指定に起因して発生する紛争等について一切責任を負わないこと。
 - (5) 本指定（本指定に必要な措置等の不備も含むがこれに限られない）に起因して PG に費用や損害が生じた場合には、甲及び本口座名義人は連帯して責任を負い、PG への賠償等を行うこと。また、甲は当該連帯責任について、PG に代わって本口座名義人に説明し承諾を得ること。
10. 甲が前項各号その他本利用契約のいずれかに違反又は違反したおそれがあると PG が判断した場合、又は甲の信用状態の悪化その他本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと PG が判断する場合、PG は、甲への通知をすることなく、直ちに本指定を解除することができる。この場合、PG は、引渡金の支払口座となる甲名義の口座を PG 所定の方法で甲から指定されるまで、引渡金の支払いを留保することができる。

（引渡金の支払留保）

第39条 PG は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた又は生じるおそれがあると PG が判断した場合、事前に甲に通知した上で、PG から甲に対する引渡金の支払を留保することができる。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について PG は関与するものではなく、甲は本決済事業者の判断に従う。

- (1) 甲（委託先を含む。以下本条において同じ）による本利用契約の違反
 - (2) 甲による第19条第4項又は第27条に定める解除原因のいずれか一つの該当
 - (3) 本加盟店契約が存在する場合、甲による本加盟店契約の違反（本決済事業者からの通知の有無を問わない）
 - (4) 甲の事業の全部又は重要な一部に対する事業譲渡又は会社分割（事前に PG から書面による同意を得た場合は除く）
 - (5) 甲、買主又は第三者による不正利用、なりすまし、詐欺その他不正な手段による本サービスの利用
 - (6) 甲の保有する本情報（甲の保有する又は取扱いの委託を行ったカード番号等を含む）の漏洩、滅失又は毀損
 - (7) 甲、買主又は第三者による大量又は多額の売上取消の発生（売上取消発生のおそれを含む）
 - (8) PG に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する PG から甲への支払を留保する旨の要請
 - (9) PG に対する、本決済事業者からの、理由の如何を問わない、当該本決済事業者が取り扱う決済方法に関する PG への支払を留保する旨の通知又は留保を検討中である旨の通知
 - (10) その他本利用契約に別途定める支払留保の規定に該当する場合
 - (11) PG 又は本決済事業者等のシステムについて以下の①から③のいずれか一つに該当する場合
 - ① 定期的な又は緊急の保守作業を行う場合
 - ② ハードウェア又はソフトウェアの交換又はバージョンアップを行う場合
 - ③ コンピュータウイルス、不正アクセス等への対策の実施、コンピュータシステムの不具合の解消作業の実施その他当該コンピュータシステムの円滑な稼働を確保するためにやむを得ない場合
 - (12) 前各号の他、甲の取扱商品又は取引状況（債権申立や債務状況確認を含む）に関して、PG 自身が調査又は第三者から照会を受ける等して、信用状態の著しい悪化や信頼関係の破壊その他の本利用契約の円滑かつ適正な履行が期待できないと相当の根拠をもって認められる場合
2. 前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項の事前通知に代えて事後直ちに通知することで足りるものとする。
 3. 第1項に基づく支払留保は、同項各号の事由が解消した又は再発の生じるおそれがないと PG 及び関連する本決済事業者が判断するまで継続できるものとする。なお、当該支払留保に関する根拠や要件該当性について PG は商業的に合理的な範囲で説明するよう努めることまでを行うものとする。
 4. 前項の定めにかかわらず、PG は、第1項に基づく支払留保中の引渡金債務と、甲の PG に対する金銭債務（第5条に定める売上取消請求に基づく既払引渡金の返還債務、第6条に基づく初期導入費用等支払債務及び第40条に基づく返還債務が含まれるが、これらに限られない）とを、支払期限の如何にかかわらず、対当額で相殺することができるものとし、かかる相殺がなされた限度で第38条第1項に基づく振込を要しないものとする。
 5. 第1項に基づく支払留保に係る引渡金について、留保期間中の利息を付すことを要しないものとする。
 6. 第1項に基づく支払留保又は第4項に基づく相殺によって甲が被った損失、損害等について、PG は一切責任を負わない。

（引渡金の返金）

第40条 PG は、本決済事業者から、特定の甲の本商品販売代金についての立替払の合意の解除の意思表示、当該本商品販売代金に係る債権の買戻請求又は返金請求を受けた場合には（PG が本決済事業者である場合には PG にて当該判断を行い次第）、直ちに、その旨を甲に通知する。

2. 甲は、前項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品の販売又は提供についての引渡金の支払を既に PG から受けている場合には、同項の通知を受けた後直ちに、これを PG に返還する。
3. 第1項の解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品の販売又は提供についての引渡金の PG から甲への支払が未だなされていない場合には、PG は当該引渡を免れる。
4. 第1項の解除、買戻又は返金請求がなされた場合においても、甲は、当該解除、買戻又は返金請求に係る本サービスの利用に係る商品の販売又は提供について PG が既に提供済みの本サービスに係る本手数料金額等の負担及び支払を免れず、PG は受領又は相殺済みの本手数料金額等を甲に返還する義務を負わないものとする。
5. 甲は、甲が本加盟店契約に基づき買主に返還すべき本商品販売代金の全部又は一部に相当する額について、PG が本サービスの提供に関連する PG と本決済事業者との間の契約に基づく PG の連帯支払義務の履行として本決済事業者から支払を請求され若しくは請求されるおそれがある場合又は PG が本決済事業者に当該支払をした場合において、PG から当該支払に関する求償を受けた又は精算を求められたときは、直ちに、PG が本決済事業者から請求された当該支払額と同額の金額を PG の指定する PG 名義の銀行口座に振り込む方法によって PG に支払う。この振込の振込手数料は甲が負担する。
6. PG が前項の甲からの支払について第38条第2項により相殺をした場合、甲は、その相殺がなされた額については、前項による支払を要しない。
7. 前六項は、売上請求の取消に伴う返金について準用する。

（提供停止に関する特則）

第41条 PG は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じ、又は生じるおそれがあると PG が判断した場合、事前に甲に通知した上で、甲に対する代表加盟サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。なお、本決済事業者からの要請又は通知に対する根拠や要件該当性について PG は関与するものではなく、甲は本決済事業者の判断に従う。

- (1) 甲が本サービスの利用に係る商品の販売又は提供の対象とした商品に品違い、数量違い、品質上の不具合等があったこと、当該商品の引渡又は提供が未了であること等によって、本決済事業者が買主から代金等の支払を拒絶されること
- (2) 甲が本決済事業者から決済売上金の支払を拒絶され若しくは返還の請求を受けること
2. 第13条第2項は前項の提供停止に関して準用するものとする。
3. 第1項は第13条に基づく代表加盟サービスの提供の停止を妨げるものではない。

（事後効）

第42条 本利用契約の全部又は本サービスの各決済サービスに関連する部分のみが事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに各決済サービスの適用対象となっていた決済方法及び当該決済方法に係る引渡金に関しては、本利用契約のうち当該決済サービスに関連する部分がなお有効に継続し適用されるものとする。

2. 本利用契約のうち代表加盟サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第38条、第39条、第40条、第41条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第2章 カード決済に関する本サービス

第1節 通則

(適用範囲)

第43条 第2章第1節の規定は、カード決済に関する本サービス及び当該決済方法に関する本サービスの利用に係る甲の信用販売に関してのみ適用される。なお、第2章第1節に定めのない事項については第1章の定めによる。

(用語の定義)

第44条 第2章において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 加盟店 | 本カード会社と本カード加盟店契約等を締結している事業者 |
| (2) 本カード加盟店契約等 | カード加盟店契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称 |
| (3) 立替払金等 | 決済売上金のうち、本カード会社が本カード加盟店契約等に基づき支払義務を負う、代金等の立替払金又は代金等に係る債権の買い取り代金（いずれも当該本カード会社所定の手数料相当額が控除された後の残額を指す） |

(カード決済に関する本サービスの内容等)

第45条 カード決済に関する本サービスの内容は、第1章に定める本サービスのとおりとする。

2. 前項に定めるもののほか、甲がBIN判定オーソリサービスを利用する場合には以下のサービスを行う。

- (1) オーソリ処理において、PGが管理するデータベースに受信した申込データを照合のうえ、PGが本カード会社にオーソリ要求をする必要があると判断したものに限り、発信すること

(カード決済に関する本サービスの利用)

第46条 甲がカード決済に関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPGに提出した後、当該本申込書に係るSPID登録が完了した旨の通知及びカード決済に関する本サービスの提供開始日の通知の双方がPGから甲に到達した場合、甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、カード決済に関する本サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本利用契約の成立後に甲がPGに対してカード決済に関する本サービスの利用をPG所定の方法によって申し込み、これを承諾する旨の通知及び提供開始日の通知の双方をPGから受けた場合、甲は通知を受けた当該提供開始日以降、カード決済に関する本サービスを利用することができるものとする。前項但書は、本項の場合に準用するものとする。
3. 甲は、本カード加盟店契約等に基づく信用販売に関してのみ、カード決済に関する本サービスを利用することができる。

(カード決済に関する本サービスの利用の対価)

第47条 甲は、カード決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

(本カード加盟店契約等の締結と遵守)

第48条 甲は、自己の責任と費用負担によって本カード加盟店契約等を締結して、維持するものとする。

2. 甲は、本カード加盟店契約等を遵守するものとする。

3. PGは本カード加盟店契約等の締結に関与せず、本カード加盟店契約等の成否又は内容に関して何らの責任も負わないものとする。但し、代表加盟サービスの利用に係る本カード加盟店契約等については、この限りでない。

(信用販売に関する制限事項)

第49条 甲は、信用販売を実施するに際しては、法令に定める基準に従い、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、甲は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとする。当該措置に関する具体的方法及び態様並びにその変更に関しては、第17条第3項及び第4項を準用する。

- (1) 通知されたカード番号等の有効性
- (2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。
2. 甲は、カード決済に関する本サービスの利用に係る信用販売の態様、取扱商品又は当該取扱商品の宣伝広告に関して、法令を遵守し、かつ法令若しくは公序良俗に違反し若しくは違反するおそれのある行為、第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為又は犯罪に該当し若しくは該当するおそれのある行為を行ってはならない。
3. 甲は、代表加盟サービスを利用する場合を除き、その取扱商品について、事前に本カード加盟店契約等に従って本カード会社による審査を受け、当該本カード会社から承認を受けた上で、当該承認を得た取扱商品をPGに通知するものとする。甲が取扱商品を追加し又は変更する場合も同様とする。

(銀聯カード決済に関する特則)

第50条 甲は、自己の責任と費用負担によって銀聯の規則等、関連法令を遵守するものとする。

2. 銀聯の規則等の変更、関連法令の変更又は金利変動等の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、PGは、甲に対する通知により、手数料率を合理的範囲で改定することができるものとする。

3. 銀聯の規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更に起因して甲に生じる費用、損害等、第三者に対する責任は、甲が負担するものとする。

4. 銀聯が、甲の責めに帰すべき事由に起因して、本カード会社又はPGに違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、甲は、本カード会社又はPGに対して違約金、反則金等の額と同額の金員を本カード会社又はPGに支払うものとする。

(事後効)

第51条 本利用契約のうちカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第48条第3項、第49条第1項、第50条第3項及び第4項、並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第2節 代表加盟サービスに関する特則

(適用範囲)

第52条 第2章第2節の規定は、PGが甲の代理人として本カード加盟店契約等の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された本カード加盟店契約等に基づくカード決済及び甲の信用販売に関してのみ適用される。なお、第2章第2節に定めのない事項については、第2章第1節の定めるところによる。また、第2章第1節の定めと第2章第2節の定めとが矛盾抵触する場合には、第2章第2節の定めによるものとする。

(代表加盟サービスの内容)

第53条 カード決済における代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第54条 カード決済における代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第55条 甲は、カード決済における代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

第3節 認証支援サービスに関する特則

(適用範囲)

第56条 第2章第3節の規定は、カード決済における認証支援サービスに関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第2章第3節に定めのない事項については、第2章第1節及び第2節の定めによる。また、第2章第1節及び第2節の定めと第2章第3節の定めとが矛盾抵触する場合には、第2章第3節の定めによるものとする。

(用語の定義)

第57条 第2章第3節において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 認証支援サービス対応カード会社 自社が行うカード決済に関して加盟店が認証支援サービスを利用することを承認し得るカード会社としてPGが別途指定するカード会社
- (2) 認証サービス 3・D Secure™ 技術に基づくカード会員の本人性判別サービスであって、本カード会社（認証支援サービス対応カード会社に限る。以下第2章第3節において同じ）のみによって又は本カード会社及び当該本カード会社が提携する他のカード会社（以下「認証提携先カード会社」という）の協働によって、インターネットを通じて提供されるもの。但し、具体的なサービス名称及びサービスの詳細は、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等（規約、導入説明書、取扱要領、留意事項等、名称を問わない。以下同じ）の定めるところによる
- (3) 参加会員 カードを使用する際に、認証サービスによって、自己が当該カードに係るカード会員本人であることの判別を受けることができるカード会員
- (4) 認証サービス参加契約 加盟店がその信用販売の相手方について認証サービスにより本人性の判別を受けることを目的とするカード会社（認証支援サービス対応カード会社に限る）との間の契約（関連する認証サービスに係る合意、規則、留意事項等を含む）。その内容は、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の定めるところによる
- (5) 参加加盟店 認証サービス参加契約を締結している加盟店
- (6) 3DS Server 加盟店が、その信用販売の相手方になろうとする者について、ブラウザにおける認証サービスを利用するために用いる必要があるアプリケーションとして本カード会社が指定するもの
- (7) 認定 3DS Server 3DS Server のうち、認証サービスたる「American Express SafeKey®」（以下「SafeKey」という）又は「ProtectBuy®」（以下「ProtectBuy」という）に係る業務に使用されることについて、認証サービスの認証権限者（SafeKey 又は ProtectBuy に係る認証を行う権限を有する者として、SafeKey 又は ProtectBuy の運営主体が指定する者を指す。以下同じ）による認証を受けたもの
- (8) 3DS SDK 加盟店が、その信用販売の相手方になろうとする者について、加盟店アプリケーションにおける認証サービスを利用するために、加盟店アプリケーションに実装される必要があるアプリケーションとして、本カード会社が指定するもの
- (9) 認定 3DS SDK 3DS SDK のうち、認証サービスたる SafeKey 又は ProtectBuy に係る業務に使用されることについて、認証サービスの認証権限者による認証を受けたもの
- (10) 特定加盟店 参加加盟店のうち、3DS Server または 3DS SDK を自己又は自己の業務委託先の管理するサーバその他のシステムに実装し、自ら認証サービスに係る業務を行うことについて本カード会社から承認を得た加盟店

(認証支援サービスの内容)

第58条 本規約において「認証支援サービス」とは、カード決済に関する本サービスであって、認証サービスの利用を支援することを目的とする以下の内容のサービスをいう。

- (1) 3DS Server または 3DS SDK その他本カード会社が指定するシステムやアプリケーション（これらを個別に又は総称して、以下「本件アプリケーション」という）を用いて、認証サービスの利用に関連する本カード会社所定の情報の登録及びデータ処理を行うこと並びに認証サービスの利用に関連するPGと本カード会社又は認証提携先カード会社との間のデータ通信及び甲とPGとの間のデータ通信を行うこと
 - (2) 前号に関連し又は付随するサービスとしてPGが定めるサービス
2. 前項の定めにかかわらず、代表加盟サービスを利用して締結された本カード加盟店契約等に基づいて行われる信用販売に係る認証支援サービスの内容は、前項に定める内容に以下の各号の内容が追加される。
- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、PGが任意に選定する本カード会社（念のため申し述べると、PGを含む。以下同じ）に対し、適宜認証サービス参加契約締結の申込（切替を含む。以下同じ）を行い、これに対する回答を受領すること
 - (2) 前号のサービスを利用して締結された認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること（データの送受信を含む）
 - (3) 前二号に関連し又は付随するサービスとしてPGが定めるサービス

(認証支援サービスの利用)

第59条 カード決済における認証支援サービスに関する本サービスの利用は、第2章第1節（代表加盟サービスを利用する場合には第2章第2節）に定めるとおりとする。

- 2. PGは、PGのシステムに、認証支援サービスの提供のために必要な本件アプリケーションを導入し、これを認証支援サービスの提供に関連して使用するために必要な許諾を、認証支援サービスの提供期間中、権利者から確保するものとする。
- 3. 甲は、本件アプリケーションに登録された情報、及びカード会員との間の信用販売（認証サービスの適用対象となるものに限る）に関する情報が、認証サービス利用の都度、認証の対象となる信用販売に利用されたカードに係る本決済事業者等及びPGのサーバ並びにそれらの委託先が管理するサーバに送信・蓄積されることを予め承諾するものとする。
- 4. 甲は、本決済事業者等が、認証サービスの利用普及を目的として、甲の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に甲の商号、屋号、その他営業に用いる名称、ホームページアドレス等を掲載又は表示することを予め異議なく承認するものとする。
- 5. 甲は、本カード会社が要求する場合、認証サービスの利用開始までにカード会員向け告知事項その他本カード会社所定の事項を、及び、認証支援サービスの利用を開始した日以降その利用を終了するまでの間、参加加盟店であることを示す本カード会社が定める標識及び本カード会社所定の内容を、甲の管理するサイトの見やすい箇所その他本カード会社指定の場所に表示するものとする。
- 6. 甲は、PG以外の第三者に認証支援サービスに係る業務の全部又は一部を委託することはできないものとする。但し、甲が特定加盟店である場合は、第63条第1項に定める範囲で委託できる。

(認証支援サービスの利用の対価)

第60条 甲は、カード決済における認証支援サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

(代理権授与)

第61条 甲は、認証支援サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合、甲は、以下の各号の事項に関する包括的代理権をPGに授与したものとする。

- (1) PGが任意に選定する本カード会社に対し、当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の内容により認証サービス参加契約の締結申込を行うこと及びこれに対する回答を受領すること
 - (2) 認証サービス参加契約に基づく通知等を発信し又は受領すること（データの送受信を含む）
2. 第36条第2項は、前項の包括的代理権の授与の撤回に関して準用するものとする。

(認証サービス参加契約の締結等)

第62条 甲は、認証支援サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合、PGを代理人として、PGが任意に選定する本カード会社に対し、本利用契約の定める手続に従い、PGから別途提供を受けた当該本カード会社所定の認証サービス参加規約等の内容によって、認証サービス参加契約の締結を申し込むものとする。甲は、PGが本カード会社として甲との間で認証サービス参加契約を締結する場合があることを承諾する。

- 2. 前項に基づく申込等に関しては、第37条を準用する。
- 3. 第1項の申込に係る認証サービス参加契約が成立した場合、甲は、認証支援サービスを利用する期間中、当該認証支援サービス参加契約を維持し、これを遵守するものとする。
- 4. 認証サービス参加契約が事由の如何を問わず終了した場合、PGは、何らの通知及び催告なく直ちにかつ何らの賠償又は補償も要することなく、当該認証サー

ビス参加契約に基づく認証サービスに関して、認証支援サービスの提供を終了することができる。認証サービス参加契約が PG を代理人とした申込によらずに締結された場合も同様とする。

(特定加盟店に関する特則)

- 第63条 甲が SafeKey 又は ProtectBuy に係る特定加盟店となることを希望する場合（この場合の甲を、以下「認定参加希望加盟店」という）、認定参加希望加盟店は、前条に基づく申込みに先立ち、サーバ等に自らの費用と責任で認定 3DS Server 又は認定 3DS SDK その他本カード会社が指定するシステムやアプリケーション（これらを個別に又は総称して、以下「認定アプリケーション」という）の実装を行わなければならない。但し、認定参加希望加盟店が認証サービス参加契約に基づき業務代行者（PCIDSS 認証を得ている者に限る）に認証サービスに係る業務を委託している場合で、かつ PG 及び本カード会社が承認した場合、認定参加希望加盟店は、当該業務代行者をして、認定アプリケーションの実装を行わせるものとする（これらの認定アプリケーションの実装を、本条において以下「認定アプリケーション利用」という）。また、本カード会社の承認を得て特定加盟店となった場合でも、甲は、甲が特定加盟店となることについて甲と本カード会社間で成立した契約の有効期間中、認定アプリケーション利用を継続するものとし、継続できない場合には直ちに、認定アプリケーション利用を継続できない認定アプリケーションに係る認証サービスの利用を取り止め、又は本カード会社が承認する第三者に認証サービスに係る業務を委託して当該第三者の管理するサーバ等に認定アプリケーションを実装させるものとする。なお、PG 及び本カード会社は、認定アプリケーションに係る認証について何ら保証を行わないものとする。
2. 本カード会社が甲を特定加盟店として不適当と認めた場合、本カード会社及び PG は、甲に対して拒否の理由を開示しないものとし、これについて甲は、あらかじめ承諾するものとする。
3. 特定加盟店となった甲は、本カード会社から提供された認証サービスを利用するために必要な ID 等及びその他本カード会社が指定する情報を、甲又は業務代行者（甲が認証サービス参加契約に基づき業務代行者に業務を委託している場合で、かつ PG 及び JCB が承認した場合に限る）が実装した本件ソフトウェアに本カード会社所定の方法で登録するものとする。
4. 特定加盟店となった甲は、認証サービス参加契約の有効期間中、第45条の定めにかかわらず、PG に対し信用販売の申込受付業務、認証サービスの義務履行、認証サービスの結果に係る通知の受領、その他の特定加盟店における認証サービスに関連する業務については業務委託を行わず、当該業務については甲自身において行うものとする。

(免責)

- 第64条 PG は、以下の各号の事由に起因する認証支援サービスの不提供又は不具合に関しては一切責任を負わないものとする。
- (1) 第62条第4項の他、本利用契約に基づく認証支援サービスの提供の停止若しくは休止又は終了
- (2) 本件アプリケーションに生じた固有の不具合
2. 認証サービスにおける本人性判別は本カード会社単独又は本カード会社及びその認証提携先カード会社の共同の責任によってなされ、認証サービスの提供義務は認証サービス参加契約に基づいて当該本カード会社が負うものであり、PG は、認証サービスの内容、その提供又は不提供、個々の判別結果及び個々の判別結果に応じた本カード会社による信用販売の取扱いに関し一切責任を負わない。但し、認証サービスの不提供又は不具合が PG の責めに帰すべき事由に基づく場合（第13条その他本利用契約に基づく停止並びに第62条第4項に基づく終了は含まれない。）は、この限りでない。

(データの保存期間に関する特則)

第65条 第16条第8項の定めにかかわらず、PG は、認証支援サービスの提供に関連して取得した認証サービスによる判別結果に関するデータ及び認証サービスの利用に係る甲の信用販売についての本カード会社の承認結果に関するデータを1年間保管し、その間に当該本カード会社又はその認証提携先カード会社から請求を受けた場合には速やかに、当該請求をしたカード会社に対し、保管している当該データのうち当該請求に係るものを提供するものとする。

(変更の特則)

第66条 PG は、認証支援サービスに関する部分の契約内容の変更について、第23条に基づき変更することができる他、認証サービス参加契約の内容が変更された場合、本カード会社又はその認証提携先カード会社から要請を受けた場合その他やむを得ない場合には、変更内容を事前に甲に通知した上で、甲からその都度の承諾を得ることなく変更することができるものとする。

(事後効)

第67条 本利用契約のうち認証支援サービスに関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第62条第4項、第64条、第65条、第66条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第4節 洗替型クレジットカード決済に関する特則

(適用範囲)

第68条 第2章第4節の規定は、カード決済における洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関してのみ適用される。なお、第2章第4節に定めのない事項については、第2章第1節及び第2節の定めによる。また、第2章第1節及び第2節の定めと第2章第4節の定めが矛盾抵触する場合には、第2章第4節の定めによるものとする。

(用語の定義)

- 第69条 第2章第4節において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。
- (1) 継続課金取引 継続的に行われる同種商品の販売又は提供であって、各月中に販売又は提供された当該商品の代金等をまとめて決済することを予定しているもの
- (2) 洗替対応クレジットカード会社 洗替型クレジットカード決済に対応し得るカード会社として PG が指定するカード会社
- (3) 洗替型クレジットカード決済 以下の①及び②がいずれも満たされることを条件として、継続課金取引の代金等につき、その都度の与信請求又は売上承認請求を経ることなく、毎月実行されるクレジットカードによるカード決済
- ① 当該継続課金取引の対象商品、かかる形態のクレジットカード決済に用いようとするクレジットカードに係るカード会員又は会員番号その他本カード会社（洗替対応クレジットカード会社に限る。以下同じ）所定の事項について、当該本カード会社又はその提携する他のカード会社が、当該継続課金取引の開始前に承認したこと
- ② かかる形態のクレジットカード決済に用いようとするクレジットカードについて、毎月当該本カード会社所定の日において有効であると当該本カード会社によって判断されたこと
- (4) 洗替 洗替型クレジットカード決済に用いようとするクレジットカードが毎月本カード会社所定の日（以下「洗替日」という）において有効であるか否かを当該本カード会社が判断すること
- (5) 有効性データ 洗替型クレジットカード決済に用いられるクレジットカードの有効性に関する本カード会社所定の事項に関する当該本カード会社所定のフォーマットに従ったデータ

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容)

第70条 洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容は、第45条に定める本サービスの内容に、以下の各号に定めるとおり修正又は追加がなされる他は、同条に定める本サービスの内容と同一とする。

- (1) 与信請求又は売上承認に関するデータ処理
与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理は、当該洗替型クレジットカード決済に係る継続課金取引の開始前に一度のみ行うものとする。但し、洗替型クレジットカード決済のうち定期的に洗替及び甲からの売上請求毎に与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理する旨甲が申し込んだ場合は、この限りではない。
- (2) 有効性データの作成及び提出
PG は、前号のデータ処理によって与信又は売上承認が得られた甲を売主とする継続課金取引に係るクレジットカードに関する PG 所定の事項に関するデータを毎月甲から提供を受けた場合、提供を受けた当該データに基づき有効性データを作成し、作成した当該有効性データを当該本カード会社に提出するものとする。但し、前号但書の場合においては、甲の申込み後 PG 所定の事項に関して提供されたデータをもとに作成された有効性データを当該本カード会社に提出するものとする。
- (3) 売上請求データの作成及び提出

PG は、前号の本カード会社から前号の有効性データに係る特定のクレジットカードについて有効である旨の洗替結果通知を受けた場合に当該洗替結果を PG 所定の方法により甲に通知し、甲から PG 所定のデータフォーマットに従った当該クレジットカードに係る売上請求データの提出を受けた場合に提出を受けた当該売上請求データに基づいて当該本カード会社所定のデータフォーマットに従った売上請求データを作成し、当該作成した売上請求データを当該本カード会社所定の締め日及び提出期限に従い当該本カード会社へ提出するものとする。但し、第 1 号但書の場合において、甲から PG 所定のデータフォーマットに従った当該クレジットカードに係る売上請求データの提出を受けたときは、PG は与信請求又は売上承認請求に関するデータ処理を行ったうえで、提出を受けた当該売上請求データに基づいて当該本カード会社所定のデータフォーマットに従った売上請求データを作成し、当該作成した売上請求データを当該本カード会社所定の締め日及び提出期限に従い当該本カード会社へ提出するものとする。

(4) 有効でない旨の通知を受けた場合

PG は、第 2 号の本カード会社から同号の有効性データに係る特定のクレジットカードについて有効でない旨の洗替結果通知を受けた場合、当該クレジットカードに係る前号の売上請求データの作成及び提出を、洗替日の属する月の 1 日から末日までの間に甲を売主としてなされた継続課金取引に関しては行うものとし、その翌月 1 日以降になされた継続課金取引に関しては行わないものとする。

(5) カード番号等変更の通知を受けた場合

PG は、第 2 号の本カード会社から同号の有効性データに係る特定のクレジットカード会員について洗替型クレジットカード決済に用いるカード番号等に変更があった旨の洗替結果通知を受けた場合、当該クレジットカード会員に係る洗替型クレジットカード決済に関しては、変更後のカード番号等により第 3 号の売上請求データの作成及び提出を行うものとする。

(6) 洗替結果を反映したデータの提供

PG は、第 2 号の本カード会社から洗替結果通知を受けた場合には、甲から提供を受けた第 2 号のデータに当該洗替結果を反映させた上、当該反映後のデータを PG 所定の期限及び方法により甲に提供するものとする。但し、カード番号等に関しては、PG と甲が別段の合意をした場合を除いて反映させず、カード番号等に関する情報は甲に提供しないものとする。

(7) 中止依頼を受けた場合

PG が第 2 号の本カード会社から特定のクレジットカード会員について洗替型クレジットカード決済の中止依頼を受けた場合、当該カード会員を買主、甲を売主として当該中止依頼を受けた日の属する月の 1 日から末日までの間になされた継続課金取引のうち継続的なサービスの提供を内容とするものに関しては第 2 号乃至第 5 号に従い取り扱うものとし、同期間になされたそれ以外の継続課金取引及びその翌月 1 日以降になされた継続課金取引に関しては第 2 号乃至第 5 号の取扱いを行わないものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、代表加盟サービスを利用して締結された本カード加盟店契約に基づいて実行される洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの内容は、第 5 3 条に定める本サービスの内容に前項各号及び以下の各号に定めるとおり修正又は追加がなされる他は、同条に定める本サービスの内容と同一とする。

- (1) 甲から授与された代理権に基づき、甲の代理人として、PG が任意に選定する本カード会社（代表加盟サービス対応カード会社で、かつ、洗替対応クレジットカード会社に限る。念のため申し述べると、PG を含む。以下同じ）に対し、洗替型クレジットカード決済の取扱いを認める特約を伴う本カード加盟店契約の締結申込（加盟申請及び切替を含む。以下同じ）を行い、これに対する回答を受領すること
- (2) 前号のサービスを利用して締結された本カード加盟店契約に基づく請求、申請、通知等及びその受領に関して甲を代理すること
- (3) 前二号に関連し又は付随するサービスとして PG が定めるサービス

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用)

第 7 1 条 洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用は、第 2 章第 1 節（代表加盟サービスを利用する場合には第 2 章第 2 節）に定めるとおりとする。

2. 甲は、本カード加盟店契約において洗替型クレジットカード決済の取扱いが認められている場合において当該本カード加盟店契約に係る本カード会社が承認したカード会員又はカード番号等及び商品に関してのみ洗替型クレジットカード決済に関する本サービスを利用することができるものとする。

(洗替型クレジットカード決済に関する本サービスの利用の対価)

第 7 2 条 甲は、洗替型クレジットカード決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、本規約第 6 条の規定を準用する。

(甲から PG へのデータ提出)

第 7 3 条 甲は、毎月、第 7 0 条第 1 項第 2 号の PG 所定の事項に関するデータを PG 所定の締め日及びデータフォーマットに従って作成し、作成した当該データを PG 所定の提出期限及び提出方法に従って PG へ提出するものとする。同第 3 号の PG 所定のデータフォーマットによる売上請求データについても同様とする。但し、第 2 号但書及び第 3 号但書の場合は、この限りでないものとする。

2. 甲は、特定のクレジットカードが有効でない旨の洗替結果通知を PG から受けた場合、当該クレジットカードに係る前項の売上請求データの作成及びその PG への提出については、洗替日の属する月の 1 日から末日までの間に甲を売主としてなされた継続課金取引に関しては行うものとし、その翌月 1 日以降になされた継続課金取引に関しては行わないものとする。

3. 甲は、本カード会社から特定のカード会員について洗替型クレジットカード決済に用いるカード番号等に変更があった旨の通知を受けた場合、当該カード会員に係る洗替型クレジットカード決済に関しては、変更後のカード番号等により第 1 項の売上請求データの作成を行うものとする。

(免責)

第 7 4 条 PG は、甲から提出を受けた有効性データの不具合であって甲の行為に起因するもの、洗替の過誤その他 PG が関与し得ない事情に起因し又は PG の責めに帰すことのできない事由に基づく第 2 章第 4 節の規定の不履行又は甲とその信用販売に係る買主との間の紛争に関しては、一切責任を負わないものとする。

(代表加盟サービスの準用)

第 7 5 条 第 7 0 条第 2 項に定める代表加盟サービスに係る定めは第 2 章第 2 節の定めを準用する。

(事後効)

第 7 6 条 本利用契約のうち洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、当該終了の日までに PG が甲から提出を受けた有効性データに関しては、当該終了した部分はなお有効に継続するものとする。

2. 本利用契約のうち洗替型クレジットカード決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第 7 4 条、第 7 5 条、前条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該サービスの終了によって影響を受けない。

第 3 章 コンビニ・ペイジー決済に関する本サービス

(適用範囲)

第 7 7 条 第 3 章の規定は、コンビニ決済又はペイジー決済に関する本サービス及びコンビニ決済又はペイジー決済に係る甲の販売行為等に関して適用される。なお、第 3 章に定めのない事項については第 1 章の定めによる。

(用語の定義)

第 7 8 条 第 3 章において以下の各号の用語は、当該各号に定める意味を有するものとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 本コンビニ決済事業者 | 本決済事業者のうち、指定コンビニに係るコンビニ・フランチャイザー自身、又は、指定コンビニに係るコンビニ・フランチャイザーとの間及び PG との間で、それぞれコンビニ決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者 |
| (2) 指定コンビニ | PG が別途指定する、コンビニ・フランチャイザーが直営するコンビニエンスストア又は当該コンビニ・フランチャイザーの加盟店が運営するコンビニエンスストア |
| (3) コンビニ決済 | 甲を売主とする商品の代金等の額に相当する現金交付等が、指定コンビニで払込票等の提供と共に当該代金等の支払の趣旨でなされ、当該指定コンビニがこれを代理受領した時に、当該商品の買主が負担する当該代金等支払債務が全て消滅すること |

- | | |
|----------------|---|
| (4) 払込票等 | コンビニ決済のための現金交付等を指定コンビニ店頭で行う際に提供することを要する書面（当該コンビニ決済に係る商品代金の額等に関する情報が記載されたもの）又は符号 |
| (5) 代理収納協会 | 代金等の代理受領にかかわる事業者による任意団体であるところの「日本代理収納サービス協会」 |
| (6) 本ペイジー決済事業者 | 本決済事業者のうち、指定金融機関との間及び PG との間で、それぞれペイジー決済に係る代理受領等に関する契約を締結している事業者 |
| (7) 指定金融機関 | ペイジー決済に対応している金融機関のうち、本ペイジー決済事業者とペイジー決済に係る代理受領等に関する契約を締結している金融機関として PG が指定する金融機関 |
| (8) ペイジー決済 | 甲を売主とする商品の代金等の額に相当する口座振込がインターネットバンキング等によって指定金融機関に対し指示され、当該指定金融機関の口座に当該振込がなされ、当該指定金融機関が代理受領した時に、当該商品の買主が負担する当該代金等支払債務が全て消滅すること |

(コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスの内容)

- 第79条 コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスの内容は、第1章第2節に定める本サービスの内容に、以下の各号がそれぞれ修正又は追加される他は、第1章第2節に定める本サービスの内容と同一とする。
- (1) コンビニ決済において、払込票等が指定コンビニに提供され、その提供の際に当該払込票等に基づき定まる額の現金等が当該払込票等に係る商品代金等の支払の趣旨で交付等される場合に、これを当該指定コンビニに代理受領させること
 - (2) ペイジー決済において、商品の代金等の金額に相当する金額の口座振込が指定金融機関に対し指示された場合に、本ペイジー決済事業者から、当該指定金融機関にこれを実行させ、当該指定金融機関の口座に当該振込を受け容れさせること

(コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスの利用)

- 第80条 コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスの利用は、第1章に定めるとおりとする。
2. 甲は、甲自身を売主とする商品の代金等についてのみ、かつ指定コンビニ又は指定金融機関における現金等の交付によってなされる当該代金等の支払に関し、コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスを利用することができる。
 3. 甲は、コンビニ・ペイジー決済に係る商品の代金等の返金、当該商品の販売若しくは提供に関連した買主への損害賠償その他甲から当該商品の買主への何らかの支払いに関してコンビニ・ペイジー決済に関する本サービスを利用することはできない。

(コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスの利用の対価)

- 第81条 甲は、コンビニ・ペイジー決済に関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、本規約第6条の規定を準用する。

(商品代金等に関するデータの送信)

- 第82条 甲は、コンビニ・ペイジー決済により代金等の決済を行うことを予定して商品の販売又は提供を目的とした契約を締結した場合には、直ちに、当該代金等の額、契約締結日その他 PG が指定する事項に関する PG 所定のデータフォーマットに従ったデータを PG へ向けて通信回線を通じて送信するものとする。

(代理収納)

- 第83条 コンビニ決済において、PG は、指定コンビニをして、甲の買主から代金等を受領させ、甲に代わって領収書を発行させるものとする。
2. 前項の場合、甲は、甲の発行する払込票等に、前項の指定コンビニが甲の買主から代金等を受領し、甲に代わって領収書を発行する旨記載する。

(代理収納についての問合せ)

- 第84条 甲が買主の収納について問い合わせる場合には、買主から受領した払込票等「お客様控え」のコピーを PG に提出し、PG に収納調査を依頼するものとする。「お客様控え」がない場合、買主が支払いをしたことを申告するコンビニ店舗名、支払日時、支払金額、バーコード情報等を PG に通知する。PG は、甲からの情報を元に本コンビニ決済事業者を通じて指定コンビニ等に伝達し、調査を依頼する。但し、収納事実の確認以外の目的で指定コンビニ等に払込票等控えの取り寄せは受け付けないものとする。

(代理収納協会への情報共有)

- 第85条 甲は、PG 又は本コンビニ決済事業者の代理受領業務が以下の各号に掲げる請求に利用されることを防止することを目的として、PG 又は本コンビニ決済事業者が、代理収納協会又は同協会に加盟する他の事業者に対し、本利用契約に関連して知り得た甲に関する情報を提供する場合があることについて同意する。
- (1) 原因取引の裏付けのない請求
 - (2) 詐欺的な請求
 - (3) 法令又は公序良俗に反する商品に係る請求
 - (4) その他指定コンビニにおける代理受領業務を行うことが妥当でないと認められる請求

(受領業務の委託)

- 第86条 甲は、PG に対し、コンビニ・ペイジー決済に係る代金等の代理受領業務を委託し、PG はこれを受託するものとする。
2. PG は、前項に基づいて甲から委託を受けた代理受領業務をコンビニ決済の場合は本コンビニ決済事業者、ペイジー決済の場合は本ペイジー決済事業者、当該本コンビニ決済事業者から指定コンビニに係るコンビニ・フランチャイザーへの当該業務の再々委託（当該コンビニ・フランチャイザーからそのフランチャイズ加盟店への再々委託を含む）、当該本ペイジー決済事業者から指定金融機関に係る金融機関への当該業務の再々委託を行わせるものとする。
 3. 甲は、前項の再委託、再々委託及び再々委託に同意し、異議を述べない。
 4. 甲は、コンビニ・ペイジー決済により代金等の決済を行うことを予定して商品の販売又は提供を目的とした契約を締結する場合には、当該商品の買主になるものとする者との間で、指定コンビニ又は指定金融機関が当該商品の買主が負担する当該代金等を受領した場合には、当該代金等の支払債務が当該受領の時に消滅することとする旨を特約するものとする。

(引渡金の支払等に関する特則)

- 第87条 コンビニ・ペイジー決済に関する本サービスにおける引渡金に関し、その支払、支払留保又は返金については第38条、第39条、第40条の定めに従う。
2. 指定コンビニ店頭における代金等の代理受領に関する領収証に当該指定コンビニが収入印紙を貼付した場合、甲は当該収入印紙代相当額を負担するものとし、PG は前項の支払の際に当該収入印紙代相当額を控除して支払うものとする。
 3. 甲は、本コンビニ決済事業者又は本ペイジー決済事業者その他コンビニ・ペイジー決済に関与する PG 以外の各代理受領者の委託料等が甲の同意を得ることなく変更される場合があることに同意する。但し、PG はかかる変更を事前に甲に通知するものとする。

(免責)

- 第88条 コンビニ決済に係る商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消（解除、取消その他原因の如何を問わない）、無効等に伴う当該商品の代金等の当該買主への返還に関しては、PG、本コンビニ決済事業者並びに指定コンビニに係るコンビニ・フランチャイザー及びそのフランチャイズ加盟店は各自一切関与せず、かつ何らの責任も負担しない。
2. PG は、本コンビニ決済事業者若しくはその委託先である指定コンビニに係るコンビニ・フランチャイザー若しくはそのフランチャイズ加盟店又は本ペイジー決済事業者の支払能力の不足又は信用不安によって、当該本コンビニ決済事業者又は本ペイジー決済事業者から PG へのコンビニ・ペイジー決済に係る引渡金の支払の全部又は一部を受けることができなかった場合、当該支払を受けることができなかった分に関しては、引渡金の支払義務を免れるものとする。

(事後効)

- 第89条 本利用契約のうちコンビニ・ペイジー決済に関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第86条第3項、第87条第2項、前条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は当該決済の終了によって影響を受けない。

